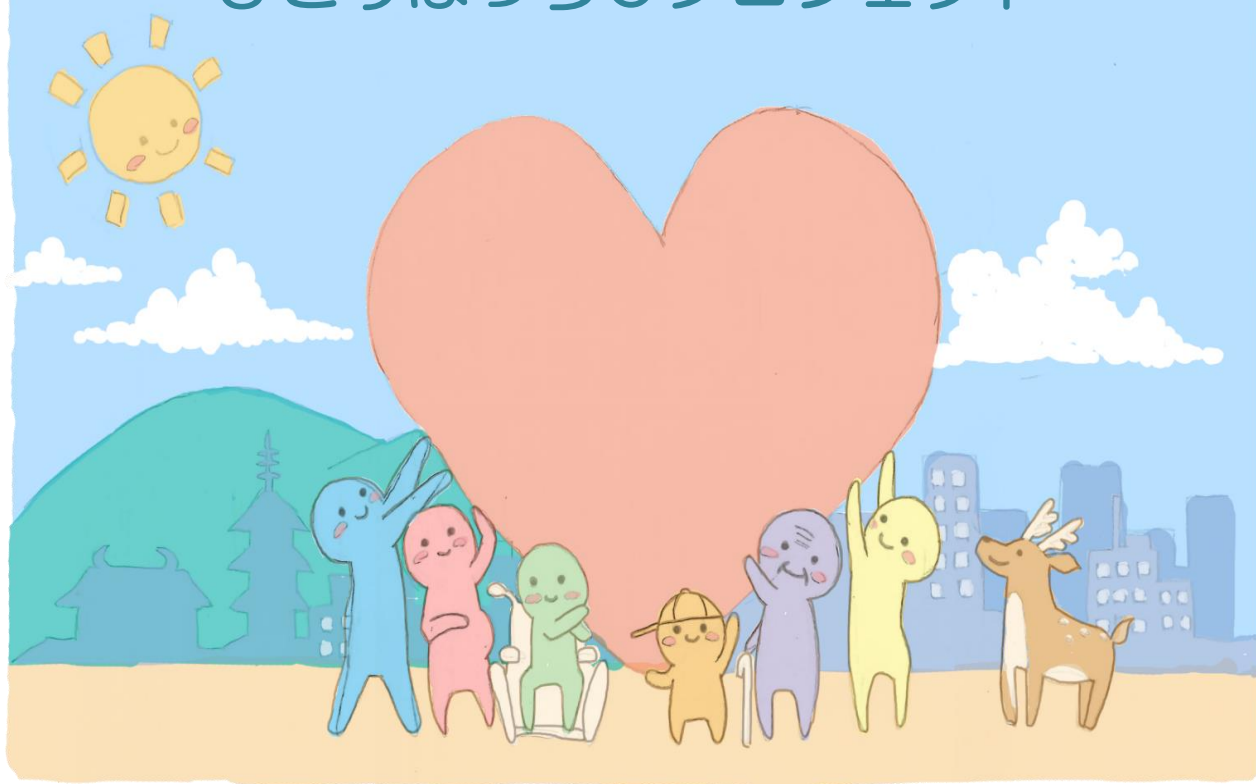


第3次 奈良市地域福祉計画

平成29年度～平成32年度

ゼロ

ひとりぼっちのプロジェクト



奈良市

はじめに

“ひとりぼっち 0（ゼロ）”

この言葉は、地域福祉をさらに推進していくための『第3次奈良市地域福祉計画』の策定にあたり、前計画における施策の実績評価や、社会背景を踏まえての考察のなかで浮かび上がってきたキーワードです。



今回の計画は、より住民の声が反映されたものになるようにと、奈良市社会福祉協議会が作成する第2次地域福祉活動計画と「理念」や「方向性」をひとつにし、そのなかで見えてきた課題・ニーズをもとに目標や活動の方向を同じくして取り組んでまいりました。そして、「この目標を達成した結果、こういう奈良市であって欲しい」という願いを込めて、「他人事（ひとごと）ゼロ」「虐待ゼロ」「孤立ゼロ」という「3つのゼロ」から生まれる“ひとりぼっち 0（ゼロ）”計画を策定いたしました。

近年の社会福祉を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、住民一人ひとりが抱える生活課題は複雑化しています。

こうした生活課題や各分野の制度・施策のすきまにある課題を包括的に支援していくため、行政だけでなく、地域住民、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体、そして社会福祉法人などの民間事業者が、連携・協働して解決や緩和を図る「地域福祉」に大きな期待が寄せられています。

私たちは、今後、この期待に応えるべく、この『第3次奈良市地域福祉計画』をもとに地域福祉の向上に取り組み、計画の理念である「支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり」に基づき、“ひとりぼっち 0（ゼロ）”に向けた社会を目指してまいります。

本計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、地域で活動をされている関係団体と行政が連携して、各事業の実施に取り組むことが必要であると考えており、今後とも、多くの方々の積極的な参画をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言、多大なるご協力をいただきましたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年 奈良市長 仲川 げん

— 目 次 —

第1章 奈良市のめざす地域福祉計画	1
1. 第3次地域福祉計画策定の経緯	1
2. 地域福祉計画策定の背景	3
(1) 地域福祉の重要性	3
(2) 計画策定の意味	3
(3) 地域包括ケアシステムの構築	4
3. 地域福祉計画の基本的な考え方	5
4. 福祉エリアの考え方	7
5. 計画の期間	9
6. 計画の位置付け	9
(1) 計画の法的根拠	9
(2) 奈良市第4次総合計画との関係	9
(3) 保健福祉分野及びその他の計画との関係	9
第2章 奈良市をめぐる状況	11
1. データでみる奈良市の現状	11
2. ヒアリング調査からみる奈良市の現状	19
(1) ヒアリング調査について	19
(2) ヒアリング結果による主な課題について	19
～ヒアリング調査から明らかになった5つの課題～	20
第3章 計画の基本的な方向性	26
1. 地域福祉推進の基本理念とめざす将来像	26
2. 計画の基本目標・活動の方向	27
3. 進行管理	29

第4章 重点的なとりくみと実施事業	30
＜事業一覧＞	31
1. 「ひと」づくり～地域生活を支えるひとづくり～	
(1) 地域福祉への関心と理解を広げるとりくみを通じた担い手づくり	
① 広報活動の充実	33
② 新しい地域活動者の発掘	35
(2) 地域福祉活動の支援	
① 地域での調整と支援	38
② 地域での福祉活動の展開	40
2. 「ネットワーク」づくり～課題を深刻化させない連携づくり～	
(1) 困りごとを受け止める体制づくり	
① 地域での相談支援体制の充実	42
(2) 課題を深刻化させないしくみづくり	
① 権利擁護の推進	46
② 見守り活動の推進	49
3. 「こと」づくり・「場」づくり ～くらしを支えあう活動・サービスづくり～	
(1) 地域生活を実現するための資源やサービス・活動の展開	
① 居場所づくり・活動拠点づくりの支援	54
 奈良市地域福祉推進会議より	58
資料編	



第1章 奈良市のめざす地域福祉計画

1. 第3次地域福祉計画策定の経緯

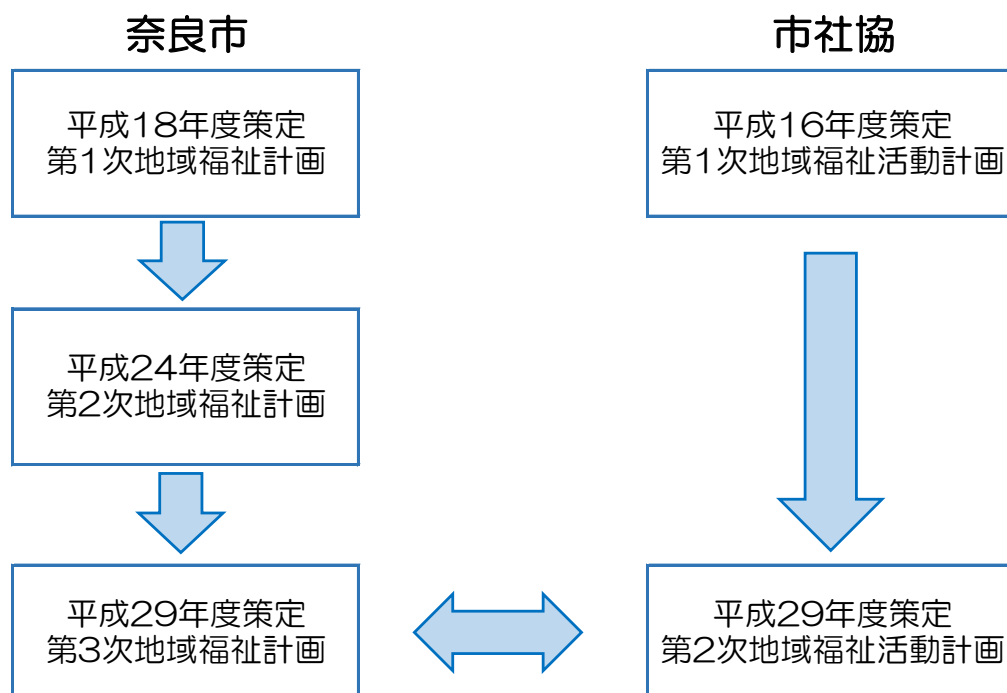
奈良市（以下、「市」と表記します。）は、これまで第1次（平成18年度策定）、第2次（平成24年度策定）と地域福祉計画を策定し、地域福祉の向上にとりくんできました。

第1次地域福祉計画では、住民の地域福祉計画への参加を促進する仕組みづくり及び福祉サービスを利用しやすくする仕組みづくりを進め、第2次地域福祉計画では、ボランティア活動支援体制や各種相談支援体制の充実を図ってきました。

一方、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられている奈良市社会福祉協議会（以下、「市社協」と表記します。）では、住民の主体的な参加による福祉のまちづくり計画である地域福祉活動計画を策定し（平成16年）、地域福祉活動の推進に努めてきました。

しかし、近年は地域のつながりの希薄さが加速していることから、市及び市社協は地域の関係団体との連携強化を図りながら、地域におけるネットワークづくり・担い手づくりを進めていく必要が高まっています。

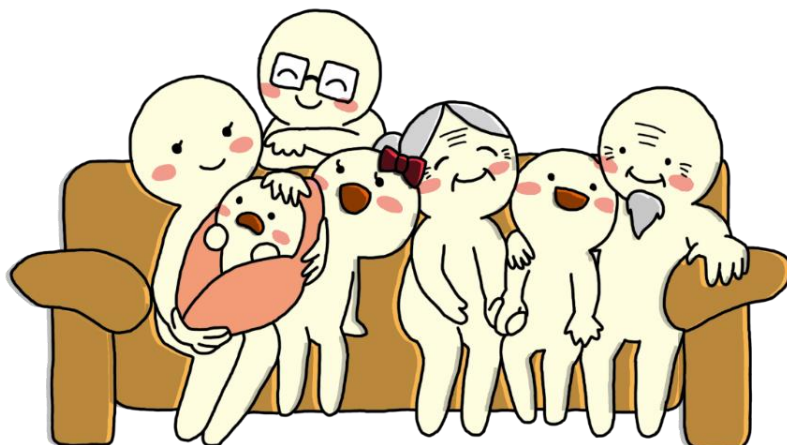
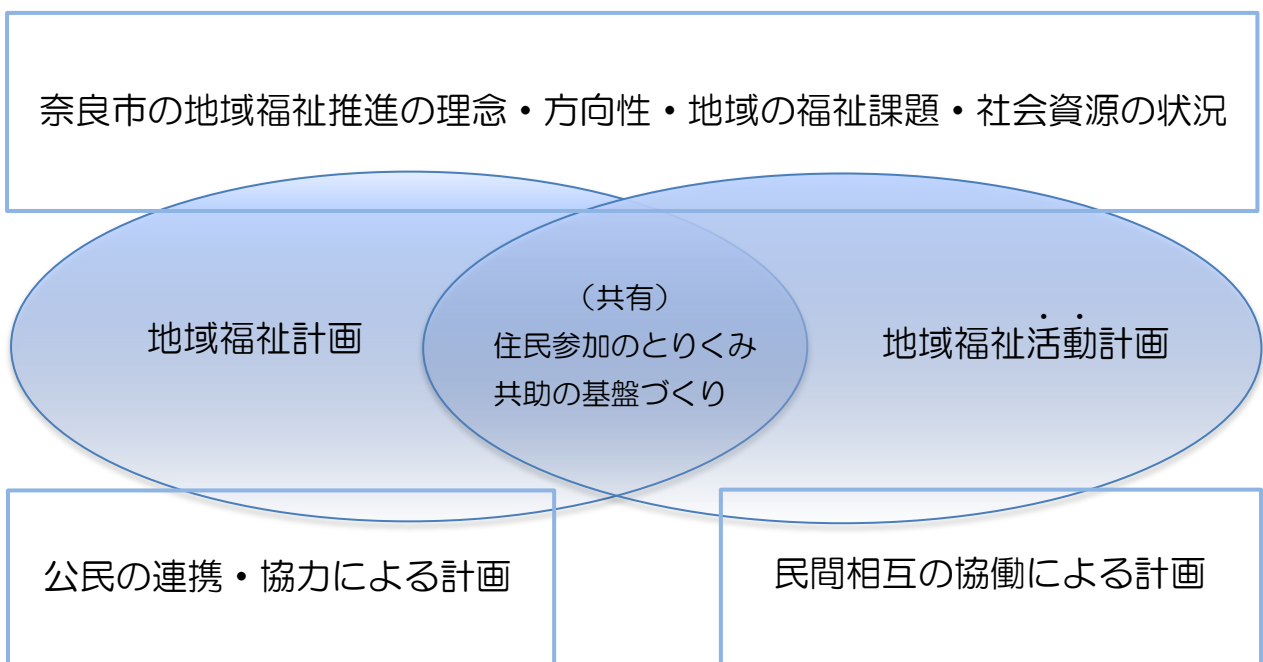
これまでも、両者は相互に連携を図ってきましたが、地域福祉をさらに強力に推進していくためには、それぞれの計画の目標や施策を一体的に策定してとりくむことが有効な手段であると考え、今回、「第3次地域福祉計画」及び「第2次地域福祉活動計画」を一体的に策定することにしました。



平成 28 年度には両計画の策定のため事務局を設置し、ヒアリング調査などを共同で行いました。そして、地域福祉計画の策定機関である「地域福祉推進会議」及び地域福祉活動計画の策定機関である「地域福祉活動計画策定委員会」の構成委員を同一にし、一体的に検討を行いました。

こうして、両計画では地域の福祉課題や社会資源の状況を共有し、理念・方向性を一に策定することにより、「住民参加のとりくみ」や「共助の基盤づくり」などを協力しながら推進していきます。

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の 一体的な策定のイメージ



2. 地域福祉計画策定の背景

(1) 地域福祉の重要性

経済的格差や就労形態の変化を受け、生活に窮する世帯が増加しており、また、多世代同居世帯の減少、女性の社会進出などにより家庭の機能が変化し、家族であっても困った時に頼ることができない状況が表面化してきました。

一方、地域に目を向けると、住民同士のつながりが希薄化しており、地域社会は大きく変容しています。

一般的に、家族や地域での支えあいの低下は社会的孤立を招きやすいと言われており、この社会的孤立を背景として、子どもを養育する親などによる児童虐待、ひきこもりやニート※¹、DV※²、単身高齢者の孤独死などの問題が顕在化しています。

さらに、制度と制度の狭間にあって支援の手が届かない人や、いわゆる「ダブルケア」と言われている介護と育児に同時に直面する世帯、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯など、複数の課題を抱えた世帯や人の問題も顕在化しています。

このことから、対象者別に行ってきた公的な福祉サービスを本人の暮らしに即して包括的に行う仕組みづくりが求められています。

しかし、これらの問題への解決には、行政による公的サービスに加えて多様なサービスが必要となってきます。行政が対象者別の対応を不断に進めていくことは当然のこととし、「地域」に主眼を置き、行政だけでなく、地域住民、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体、そして社会福祉法人などの民間事業者が連携・協働※³して解決や緩和を図る「地域福祉」に大きな期待が寄せられています。

また、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も、自らの地域に関心を持ち、互いに助け合い支えあうような、人と人との関係づくりを土台とした課題解決が重要になっています。

(2) 計画策定の意味

現在、住民やボランティア団体、NPOなどの市民活動団体による要支援者を支えるさまざまな活動が地域で広がりを見せています。また、平成28年の社会福祉法の改正により、地域福祉推進の一翼を担う社会福祉法人に改めて地域貢献事業の実施が義務付けられました。

このような動きを一層効果的かつ効率的に進めるためには、行政がさまざまな人や団体と綿密に連携・協働することが必要になります。

この度、地域で活発な地域福祉活動が展開されるための支援方策などをまとめ、「奈良市地域福祉計画」及び「奈良市地域福祉活動計画」として策定することは、行政と住民の協働による地域福祉の推進のために非常に重要なことです。

※1 ニート …若年無業者(15歳以上34歳以下の非労働人口のうち、家事も通学もしていない者)

※2 DV …(ドメスティックバイオレンス)夫婦や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力などもある

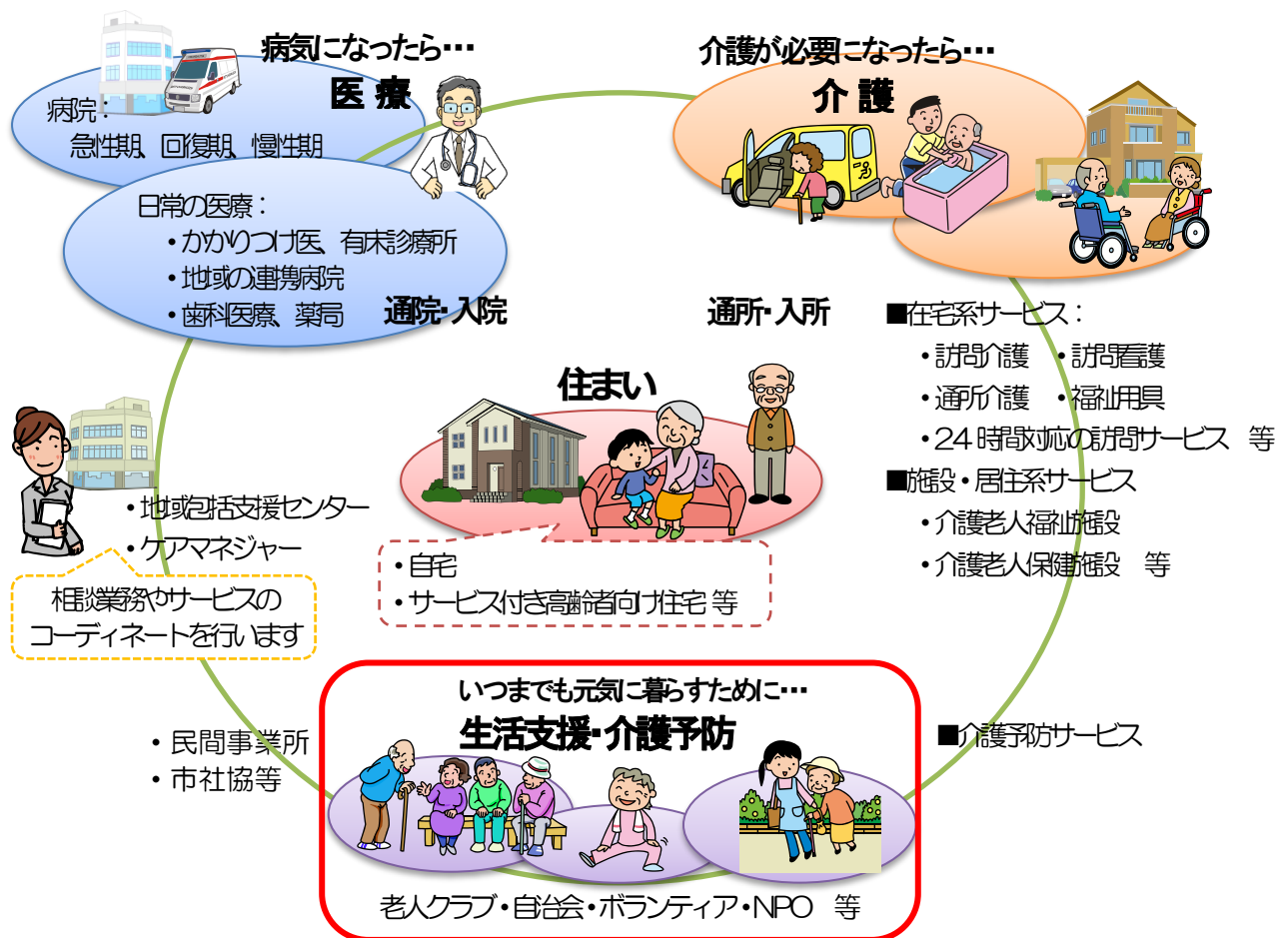
※3 協働 …市民、市民公益活動団体、事業者、学校や行政が、同じ立場でお互いの違いや立場を認め合いながら、共通の議題の解決に向けて取り組んでいくこと

(3) 地域包括ケアシステムの構築

現在市では、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けとりくんでいます。

これは、日常の生活圏域を中心に、「医療」「介護」「介護予防」「日常生活支援」「住まい」の5つの分野において、包括的に捉え、住民一人ひとりにあったサービスや支援が提供されることをめざしたものです。

特に、「日常生活支援」「住まい」に加え「介護予防」については、地域福祉の推進と大きく関連していることから、地域福祉の推進と地域包括ケアシステムの構築という大きな二つの目標達成に向け、さまざまな分野の関係団体や関係者と連携を図りとりくんでいきます。



➤ 地域包括ケアシステムの推進について

地域包括ケアシステムの強化を目的として、平成29年5月に法律が一部改正されました。そのなかで、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携による解決が図られることを目指すことが明記されました。奈良市においても、今後国から示される具体的な方策を踏まえ、高齢者だけでなく障害者や子どもなど、あらゆる世代を総合的に支援する環境整備を検討していきます。

3. 地域福祉計画の基本的な考え方

地域福祉計画の策定における基本的な考え方を、以下に定めます。

I 住民参加－住民自治・地域自治の推進

地域に適したサービスは、その地域に住んでいる住民が一番よく理解していることから、自分たちの地域をより住みやすくするためには、住民一人ひとりの主体的な参加が必要です。

一人でも多くの住民が地域福祉活動などの暮らしに根ざしたまちづくり活動に参加することは、地域の担い手づくりにつながります。

生活上の課題を抱える人やその家族の問題を「他人事（ひとごと）」で済ませることなく、「我が事」として受け止め、課題解消のためにとりくみを行うことが住民自治、地域福祉活動の原点であり、誰もが「担い手」であり、誰もが「受け手」となる「お互いさま」のまちづくりを構築することが期待されます。

市は地域福祉活動が活発化するように、また、住民による地域福祉活動の中で生じるニーズへの支援を通して、地域自治の気運を高めていくことが必要です。

II 福祉サービスの積極的な整備・拡充

安心して健康に暮らせるまちづくりを実現するためには、住民同士がお互いに力を合わせていくことが大事ですが、同時に、行政と民間との連携によるきめ細やかなサービスの提供と、市民だれもが気兼ねなくサービスを利用できる環境が必要です。

将来にわたり持続可能なサービス提供ができるよう、柔軟に対応していける行政サービスのあり方の検討や、医療・保健・福祉や教育、生活基盤整備などの連携、さらにはすべての人が活躍できる社会の実現も視野に入れた総合的かつ体系的な施策展開が求められています。

III 県、関係機関、行政内での更なる連携強化

複数の課題を抱える世帯の増加を受け、行政の一つの事業担当部署だけでは支援が難しいケースや、行政の枠を超えて対応していくケースも増加しています。

また、サービスの制度と制度の狭間にあって支援の手が届かない人に対しては、分野を横断して、行政が連携を強化しながら解決に向けてとりくんでいく必要があります。

こうしたことから、住民生活に関係する部署を対象とした行政内のネットワークである「奈良市地域福祉計画推進本部」を中心に連携を強化し、さらに、県や関係機関とも協力しながら地域福祉の推進にとりくみます。

IV 行政と民間との連携・協働

行政は、住民が抱える地域の課題に対応し、福祉施策の総合的展開を図り、地域における福祉サービスの健全な発展に努める必要があります。そのためには、地域住民による地域福祉活動がもっと活発になるような支援に努め、ボランティア活動や地域の支えあいが増えるようとりくんでいくことが重要です。

また、行政と民間との協働は、単に個々の地域課題の解決をもたらすだけではなく、協働作業を通じて、異なる組織の特長を生かしながら、全く新しい発想のもと、住民ニーズに一層合致したサービスが新たに生み出されることも期待できます。

多くの専門分野の代表から構成される地域福祉推進会議をはじめ、多くの関係団体、関係者の意見を踏まえながらとりくんでいくことが重要です。

V 地域のまちづくりの主体

行政は、次にあげる民間の地域福祉の担い手と互いに連携・協働をしながら地域福祉を推進していきます。

また、地域にある既存の組織が、地域での課題解決に向けて取り組んでいただくにあたり、各主体が協力・連携して対応できる新しい仕組みを構築するため支援を行います。

①地域住民

地域住民は、福祉サービスの利用者であると同時に地域福祉活動の担い手です。お互いに支えあい、助けあい、つながりを紡ぎ直しながら生活課題の解決にとりくんでいく福祉のまちづくりの主体です。

②地域福祉に関する活動を行う人びと

身近な地域で自主的・主体的な福祉活動にとりくんでいる個人や団体です。民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会会員、万年青年クラブなどのほか、NPO やボランティア団体をはじめ、障害のある方や認知症などの方の当事者団体や家族団体の活動もあります。

③事業者

住民の生活課題に応え、安心して利用できる福祉サービスを提供する福祉の専門家であるサービス事業者に加え、新聞・飲食の配達など地域に根ざしながら事業を展開している事業者や電気・水道などのライフライン事業者も地域の福祉を担う大切な一員です。

④社会福祉協議会

➤ 市社会福祉協議会（市社協）

市社協は、地域福祉の推進を図るため福祉事業の企画や実施、地域住民による福祉活動やボランティア、福祉教育など多様な地域福祉の諸活動を支援・推進している団体です。

また、市社協の「地域福祉活動計画」は、地域住民や地域福祉活動を行う団体などが地域福祉の担い手として主体的に策定する民間の活動・行動計画です。

➤ 地区社会福祉協議会（地区社協）

地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」と表記します。）は、概ね小学校区ごとに計46 団体あり、住民参加による地域福祉活動を通じて地域のふれあいを高めるとともに、問題解決のためのとりくみを行っています。民生委員児童委員協議会、自治連合会、ボランティアグループ、社会福祉施設などから構成され、地域に根ざした福祉活動を行っています。

4. 福祉エリアの考え方

地域福祉を推進する上で、暮らしを支えあう関係づくりにあわせて、身近なエリアでの公民の重層的な相談・支援体制の整備が重要です。隣近所・自治会区域や小学校区レベルで見守り支えあう関係づくりを強化し、より広域の市域レベルでは、専門的な支援の提供や関係機関との連携調整など、エリアに応じそれぞれの役割を果たすことが期待されます。

① 隣近所・自治会区域（日常的な対話と交流・安否確認）

最も身近な地域コミュニティ※⁴のエリアであり、日常的な会話や交流を通して、孤立を防ぎ、互いに支えあうためのもっとも基本的な単位です。

② 小学校区（日常的な暮らしの支えあい・見守り）

住民が気軽に歩いて参加し活動できるエリアであり、小学校区とほぼ一致して地区社協が設置されています。高齢者や障害のある方にとっては、より身近な圏域で相談やサービスを利用できることが重要です。福祉施策の地域アプローチとして、小学校区を小地域福祉活動圏域と考え、拠点づくりを進めることが重要であると考えています。

③ 中学校区（居場所・交流の場づくり、専門的な相談と支援）

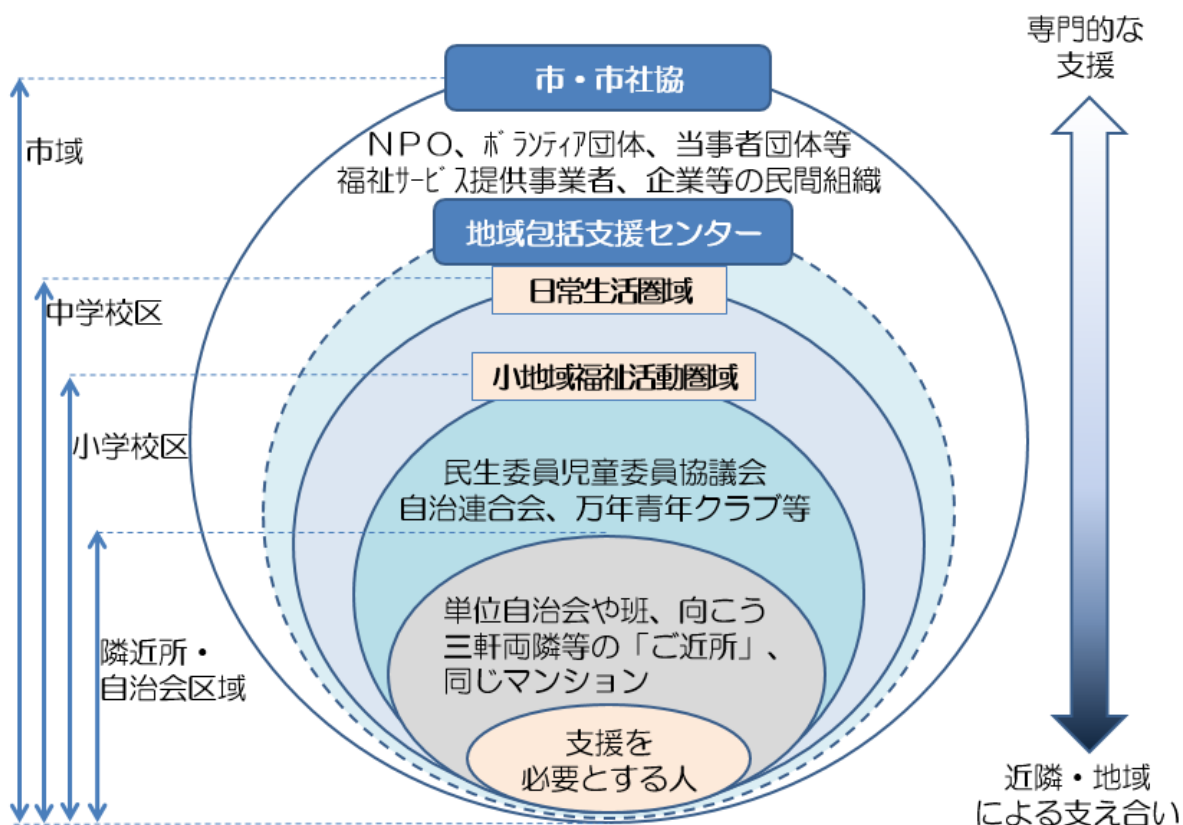
中学校の区域（日常生活圏域）と地域の特性を考慮して、奈良市内に13の地域包括支援センターを設置しています。身近な地域での専門的な相談・支援活動を行っており、地域の福祉の中核的機関としての役割を果たしています。

④ 市域（福祉制度などを活用したサービス）

より専門的な相談・支援や、各種団体・機関・事業者との連絡調整、県などの関係機関との連携、人権・福祉意識の啓発などについては、市全域でとりくんでいく課題となります。

※4 地域コミュニティ…地域住民が生活している場所。消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと

生活圏域とサービス・活動エリア及びエリアの構成員について



奈良市地域包括支援センター

	地域包括支援センター	住所	電話番号	地域活動単位である小学校区
1	若 草	芝辻町1-21	25-2345	鼓阪北、鼓阪、佐保
2	三 笠	二条大路南一丁目3-1	33-6622	大宮、佐保川、椿井、大安寺西
3	春日・飛鳥	西木辻町110-4	20-2516	済美、済美南、大安寺、飛鳥
4	都 南	古市町1327番地6 フォレストビル 奈良	50-2288	辰市、明治、東市、帯解
5	北 部	右京一丁目3番地の4 ササノガササ すずらん館2F	70-6777	神功、右京、朱雀、左京、佐保台
6	平 城	押熊町397-1 梅守ハイツ1階	53-7757	平城西、平城
7	京西・都跡	六条二丁目2-10	52-3010	伏見南、六条、都跡
8	伏 見	西大寺新町1-1-1 河辺ビル1階	45-1671	あやめ池（学園南以外）、西大寺北、伏見
9	二 名	鶴舞東町1番20-2号	43-1280	鶴舞、青和、二名、富雄北
10	登美ヶ丘	中登美ヶ丘1-1994-3 D20-104 中登美団地ジョビッソグセンター内	51-0012	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
11	富 雄 東	大倭町2-22	52-2051	三碓、富雄南、あやめ池（学園南）
12	富 雄 西	鳥見町4-3-1 富雄団地49号館101	44-6541	鳥見、富雄第三
13	東 部	茗荷町774-1	81-5720	田原、柳生、興東、都祁、月ヶ瀬

5. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4ヶ年計画とし、奈良市第4次総合計画後期基本計画の計画期間の終了とあわせ、一体的にとりくんでいきます。

また、さまざまな社会保障制度の改正や地域における地域福祉活動の進展状況などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行っていきます。

6. 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

この計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

(2) 奈良市第4次総合計画との関係

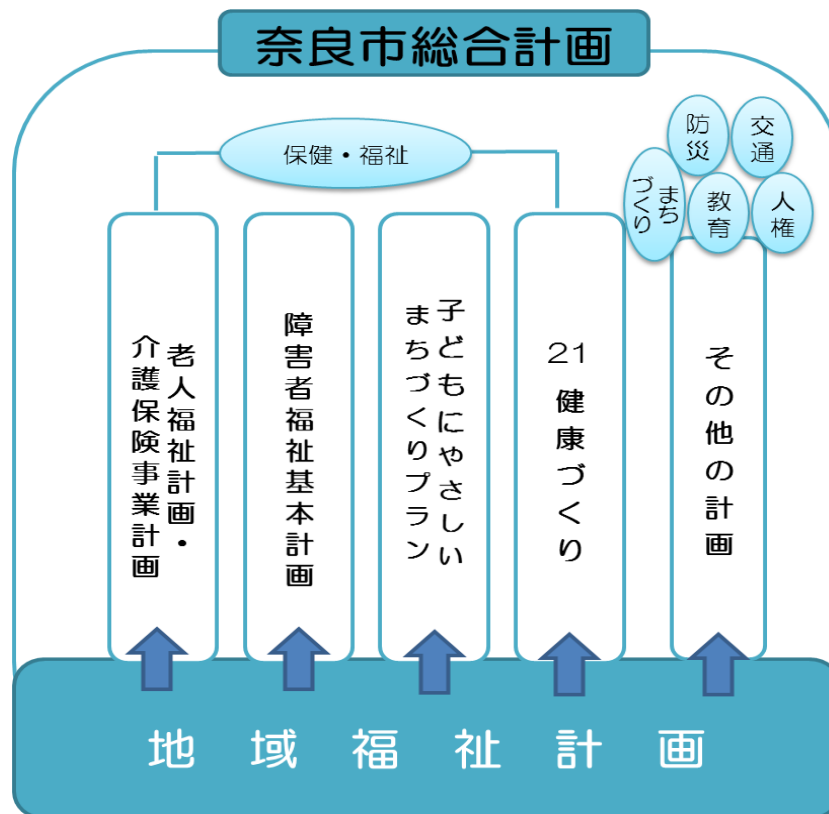
「奈良市総合計画」は、奈良市の行政運営の総合的な指針となる計画であり奈良市の最上位計画です。このことから、第4次総合計画の実現にむけた施策を計画していきます。

奈良市第4次総合計画の基本計画では、基本理念に掲げる「環境」、「活力」、「協働」の3つの視点を踏まえ、都市の将来像を「市民が育む世界の古都奈良 ～豊かな自然と活力あふれるまち～」と設定しています。また、この将来像を実現するためにとりくむまちづくりの基本方向として、「歴史と未来 都市と田園が共生する持続可能なまち」、「いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち」、「世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち」、「市民と行政が協働する健全な財政によるまち」などが示されています。これらの事に基づいて地域福祉計画を策定しました。

(3) 保健・福祉分野及びその他の計画との関係

対象者ごとに定めた保健・福祉分野の個別計画である「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」、「奈良市障害者福祉基本計画」、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」及び「奈良市21健康づくり」と社会福祉法上の「地域福祉」の理念を共有し、地域福祉の推進に係る施策について、対象者にとらわれることなくこれらの計画を横断的にとらえて取り扱います。さらに地域福祉計画と地域の暮らしに関わるその他の計画とも連携を図りながら、計画を推進してまいります。

「地域福祉計画」とその他の計画との関係性



奈良市地域福祉計画の推進

- 小地域ネットワーク活動などを支援することで、住民の地域福祉活動への参加を促進します。
- 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の活用により、相談支援体制の充実を図り、保健福祉サービスを利用しやすくします。
- 公民協働により地域で生活を支え合う仕組みづくりを推進することで、保健福祉サービスの質を高めます。
- バリアフリーなどの推進により、生活基盤の整備と社会参加を促進します。
- 住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる仕組みづくりを行います。
- 避難行動要支援者や生活困窮者の支援体制の確立など、新たな地域課題に対応できる仕組みづくりを行います。
- 2015年（平成27年）4月1日施行の「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための、自立に向けた相談支援や、就労に向けての意欲喚起、また、就労に必要な知識や技能習得のための訓練、相談者の状況に応じた雇用先開拓などの支援を行うことで就労につなげ、自立促進を図ります。併せて居場所をつくるなどの日常生活自立・社会的自立を図ることが必要とされていることから、地域や関係機関とのネットワークづくりを行い、再び困窮に陥ることのないよう、孤立しない社会づくりを目指します。

（参考）奈良市第4次総合計画 後期基本計画より抜粋

第2章 奈良市をめぐる状況

1. データでみる奈良市の現状

①人口減少社会へ（図1参照） ～人口の推移～

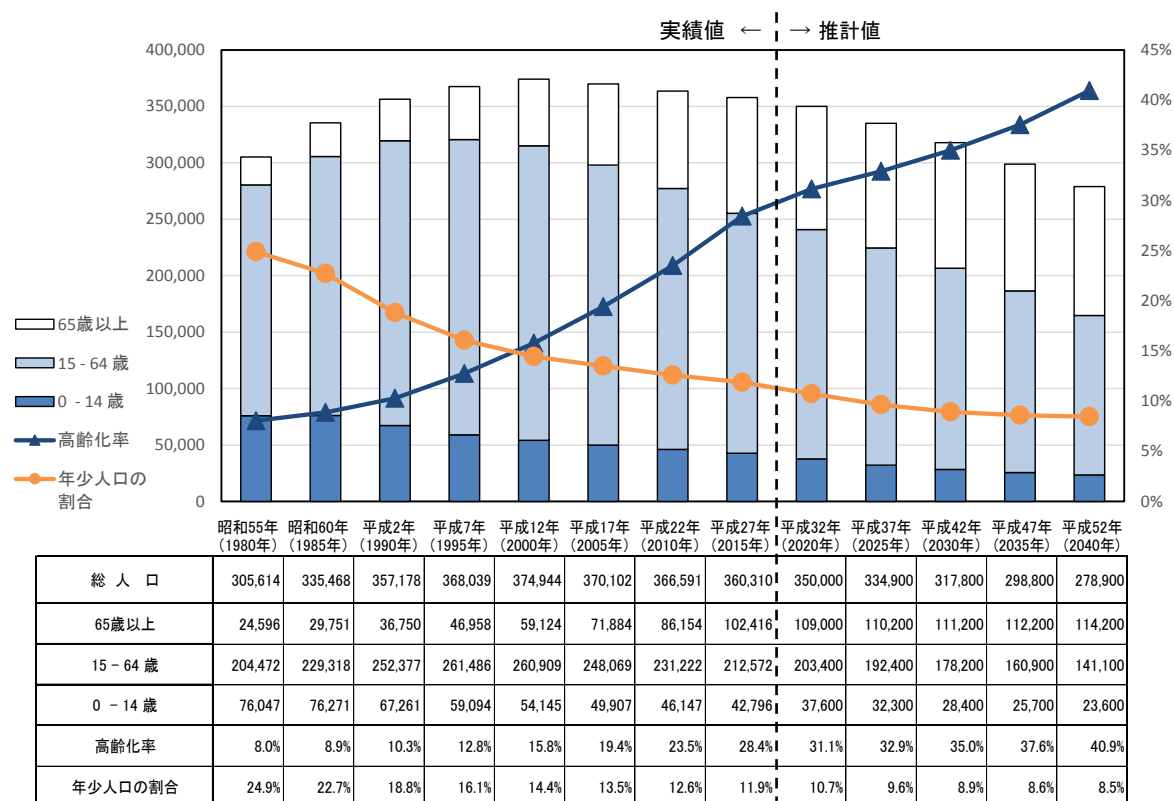
市の人口は、平成12年の37.5万人をピークに減少傾向が続き、平成27年では、36万人となっています。奈良市第4次総合計画後期基本計画の将来人口推計では、平成42年には31.8万人、平成52年には27.9万人まで減少すると見込まれています。

②平成37年には高齢者が年少者の3倍超に（図1参照） ～少子高齢化の進行～

本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々増加し、平成12年には15.8%となり、年少人口の割合（総人口に占める14歳以下人口の割合）の14.4%を上回りました。

奈良市第4次総合計画後期基本計画の将来人口推計では、平成42年には高齢者の割合は35%、年少者の割合が8.9%と予測されており、超少子高齢社会になると見込まれています。

図1. 奈良市の人口と少子高齢化の動向（単位：人）



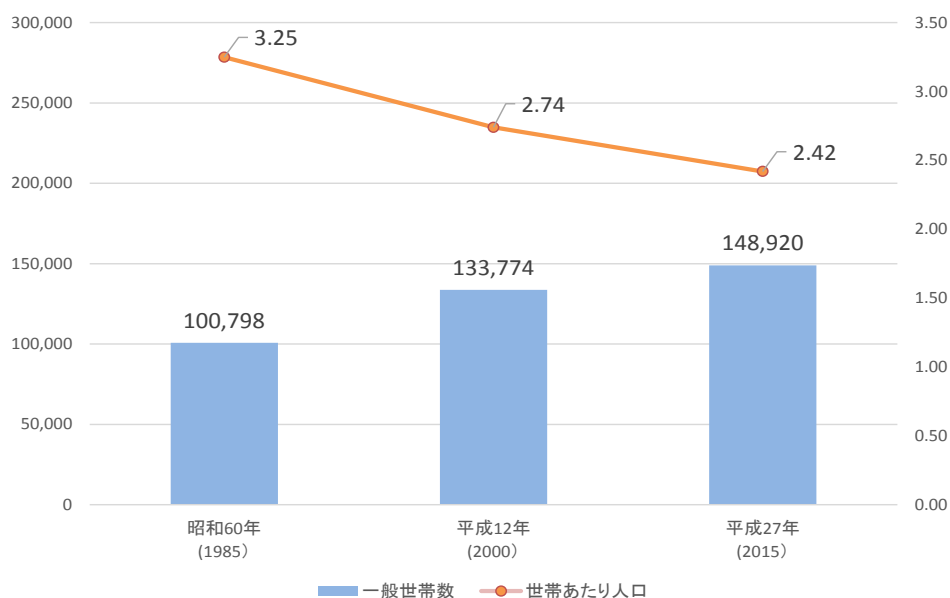
（資料）国勢調査（平成27年までの実績値、なお、昭和55年から平成12年までの国勢調査の数値には、旧月ヶ瀬村・旧都祁村の人口を含んでいます）

奈良市第4次総合計画後期基本計画 及び 国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査に基づく推計
※年齢不詳の人口があるため、計は一致しません

③人口減少のなか 30 年間で世帯数が 1.5 倍に（図 2 参照） ～世帯数の推移～

本市の世帯数は、昭和60年には約10万世帯でしたが、平成27年には約14万9千世帯となり、30年間で約4万9千世帯増加しました。人口が減少する一方で世帯数が増加するということは、一世帯あたりの人口が少なくなっていることを示しています。

図2. 奈良市の家族構成の変化

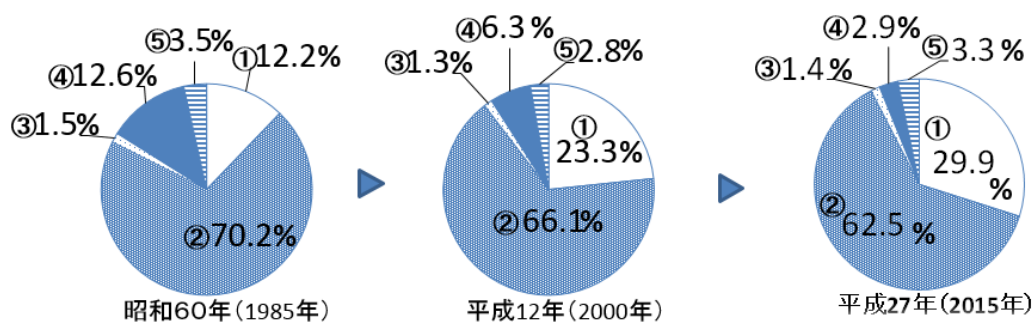


（資料）国勢調査

④30年間で単独世帯が2.5倍に（図3参照）～ 核家族の変化と単独世帯の増加～

昭和60年からの25年間で「3世代世帯」が減少する一方、「単独世帯」が増加し、家族構成が大きく変化しています。特に、「単独世帯」の増加率が大きく、平成27年にはおよそ30%が「単独世帯」となっています。

図3. 奈良市の家族構成の変化



①単独世帯 ②核家族世帯 ③夫婦と親 ④3世代世帯 ⑤その他

（資料）国勢調査

⑤15年間で高齢者のいる世帯数が1.6倍に（表1参照） ～高齢者のいる世帯の状況～

65歳以上の高齢者のいる世帯について、平成12年では「3世代世帯」の割合が「単独世帯」の割合を上回っていましたが、平成17年には「単独世帯」の割合が上回っています。さらに、平成27年になると、「単独世帯」の割合は「3世代世帯」の3倍近くになり、「夫婦のみ世帯」の割合も年々増加しています。

表1. 奈良市の高齢者のいる世帯の状況

	高齢者(65歳以上)のいる世帯				
	上 高 齢 者 の い る 6 5 歳 以 上 の 世 帯 数	世帯の内訳(①～④合計≒100%)<単位: %>			
		① 単 独 世 帯	② 世 夫 帯 婦 の み	③ 3 世 代 世 帯	④ 世 そ 帯 の 他 の
平成12年(2000)	41,121	20.9	30.9	23.8	24.3
平成17年(2005)	48,660	22.9	32.9	17.8	26.4
平成22年(2010)	56,544	24.9	34.4	12.5	28.3
平成27年(2015)	65,504	27.0	35.1	9.4	28.6

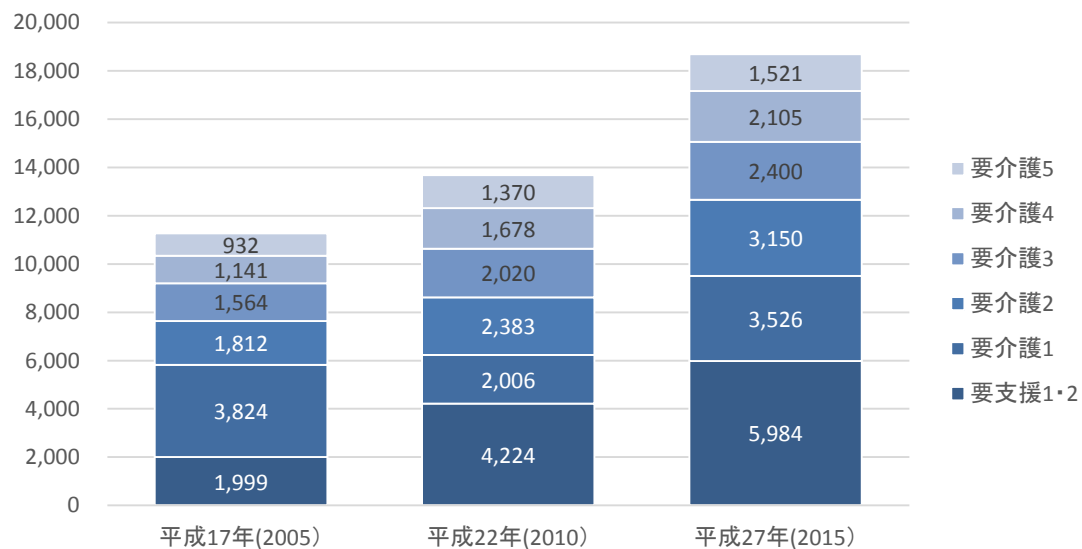
(資料) 国勢調査



⑥10年間で要支援1・2の方が3倍に（図4参照） ～要介護・要支援認定者数の概況～

要介護高齢者及び要支援高齢者の総数は毎年増加し、平成17年からの10年間では65%も増加しました。また、高齢者人口の増加を背景に、今後も増加していくことが予想されています。

図4. 奈良市の介護保険要介護・要支援認定者数の推移（単位：人）

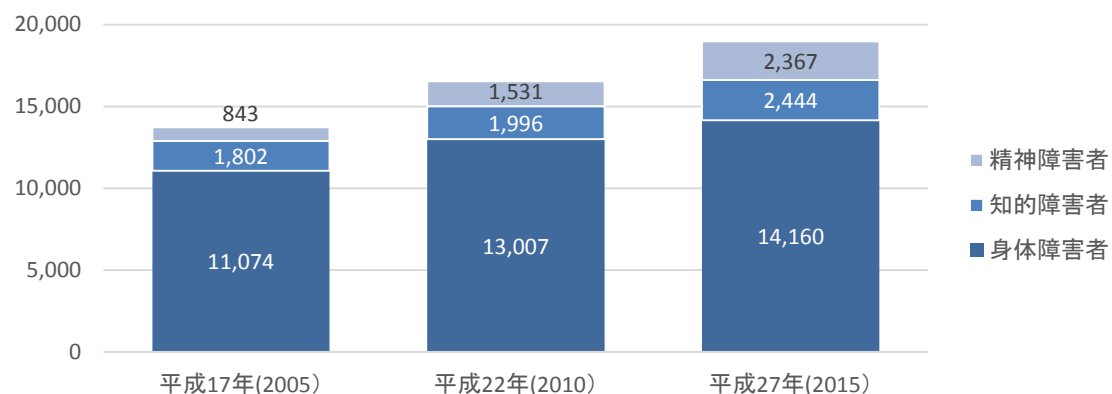


（資料）庁内資料 数値は各年度末のもの

⑦障害のある方の人数の概況（図5参照）

市の障害のある方の総数は、年々増加しています。特に近年は精神障害のある方の人数（精神障害者保健福祉手帳保有者数）が増加しています。

図5. 奈良市の障害のある方の人数（手帳保有者数）の推移（単位：人）



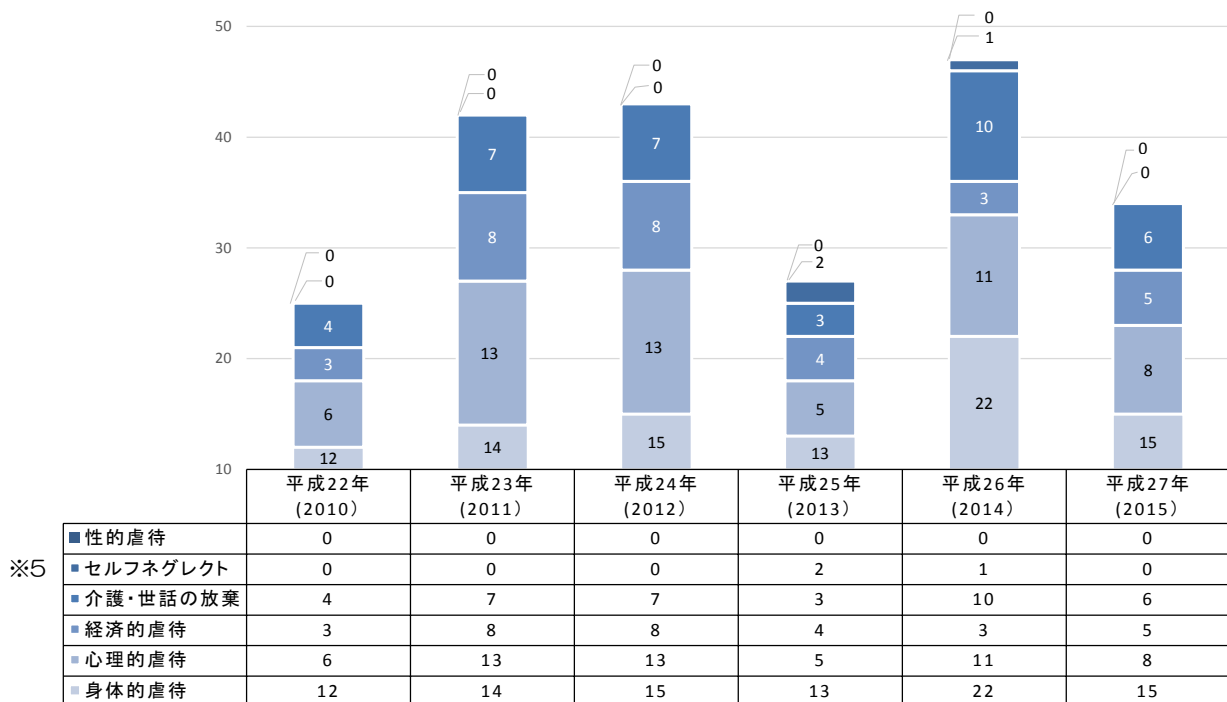
（資料）庁内資料 身体及び知的障害のある方の数値は4月1日、精神障害のある方の数値は6月30日のもの

⑧支援の必要な人が増加（図 6～8 参照）

高齢者や障害のある方、子どもへの虐待については、虐待の防止や早期発見などのとりくみについて、関係機関と連携しながら多面的にすすめています。

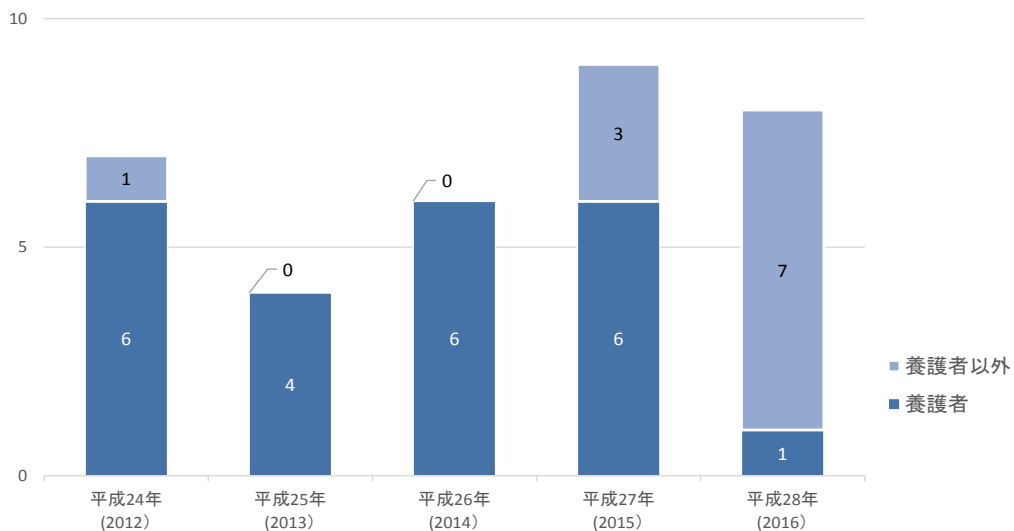
しかしながら、子ども虐待相談件数については増加傾向にあり、虐待を根絶するために、今後、より一層のとりくみが必要です。また、家族などの保護者や養護者への支援についてあわせて実施していくことも必要であり、社会全体で見守りや支援を行い、虐待を発生させない環境づくりが求められます。

図6. 奈良市の養護者による高齢者虐待の種類別件数（単位：件）



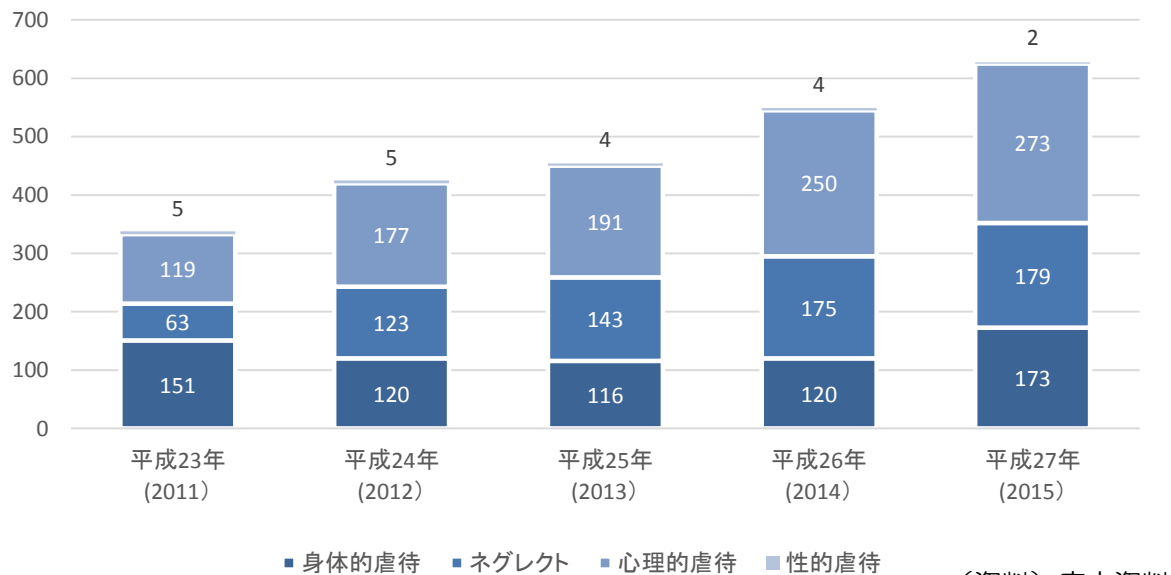
（資料）庁内資料

図7. 奈良市の障害のある方への虐待件数（単位：件）



（資料）庁内資料

図8. 奈良市の児童虐待の種類別相談件数（単位：件）



（資料）庁内資料

※5

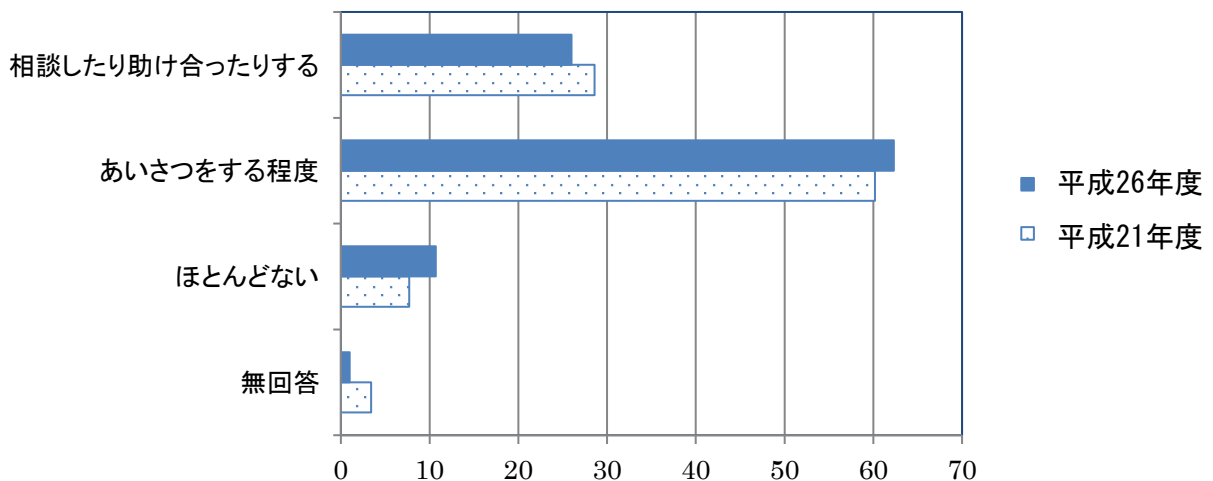
※5 ネグレクト…………… 日本では育児放棄を指す概念として専ら使われてきた。怠慢もしくは無視、看過、ないがしろにするなどの意味。衣食住や医療的なケアを十分に行わない場合などがあり、栄養不良や発達障害などを引き起こすほか、人格形成に多大な影響を与える可能性がある

セルフネグレクト…………… 生活していくのに必要な行為を行わない、あるいは行う能力がなく、そのために生活環境や健康状態が悪化しても、周囲に助けを求めない状態のこと。認知症などで判断力が欠けていたり、近親者に先立たれたなどの理由で生活意欲が低下していたりといった、意図しないでそのような状態になっている場合と、本人自身の意思で意図的に自分を見放している自己放任の場合とがある

⑨近所付き合いの程度（図9参照）

地域の人との交流の状況について、平成21年から26年の5年間で「相談したり助けあったりする」が28.6%から26.0%に減少し、地域での助け合いできる状況が4人に1人の状況となっております。一方、「ほとんどない」が7.7%から10.7%に増加し、地域のつながりが希薄になってきていることが伺えます。

図 9. 地域の人との交流の状況（単位：％）



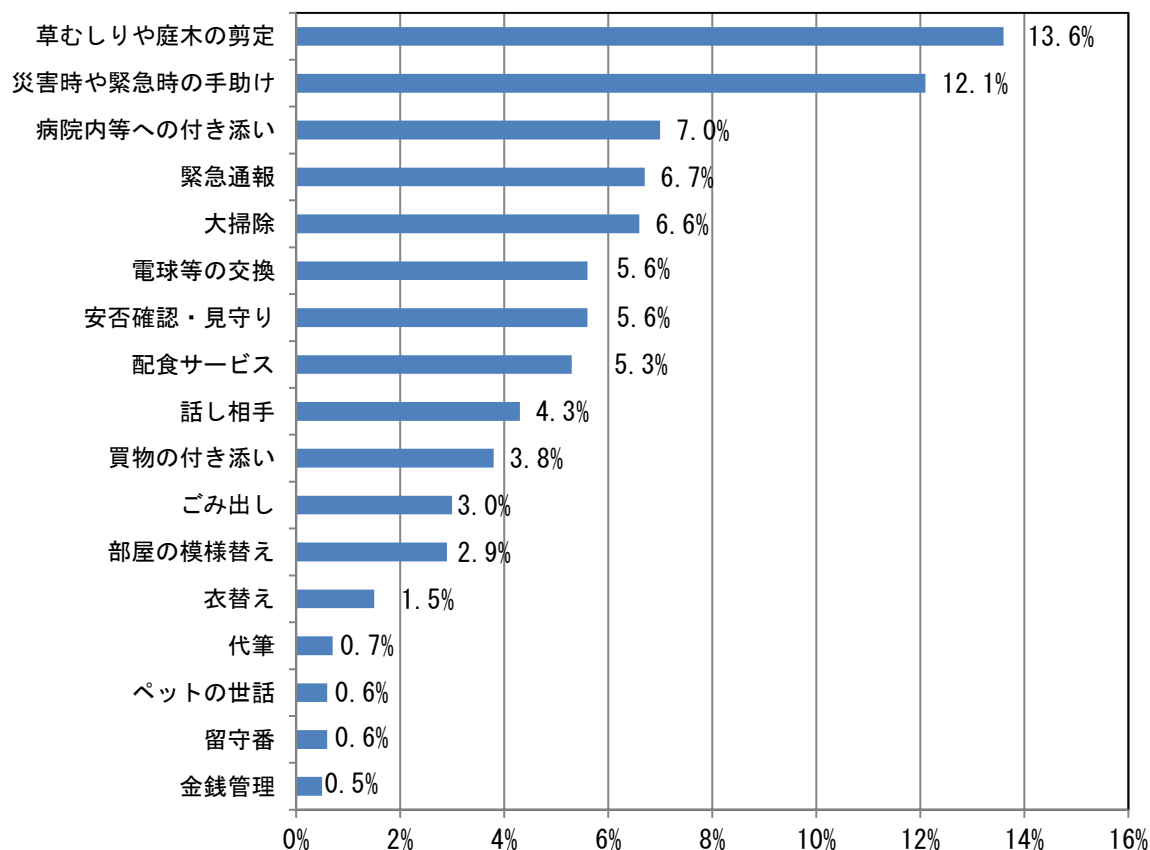
（資料）奈良市のまちづくりに関する市民アンケート（平成26年）
奈良市次期総合計画策定基礎調査市民アンケート（平成21年）



⑩地域住民同士で支えることができる支援（図10参照）

高齢者の方に、「今後どのような支援や協力があれば良いか」アンケートした結果によると、金銭管理など親族や専門家に委ねるべき内容がある一方、「電球などの交換」や「安否確認・見守り」、「話し相手」、「ごみ出し」など、地域住民同士で支えることができる内容に対するニーズがあることがわかります。

図 10. 今後どのような支援や協力があれば良いか（単位：％）



（資料）高齢者日常生活圏域ニーズ調査（奈良市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画）



2. ヒアリング調査からみる奈良市の現状

第3次地域福祉計画の策定に当たり、地域の声を計画づくりに反映させるため、市と市社協は共同で地域の各種団体などにヒアリング調査を実施しました。

(1) ヒアリング調査について

- | | |
|-------|----------------------|
| ①実施期間 | 平成28年6月下旬から平成28年7月下旬 |
| ②対象団体 | 地域の支援者及び支援団体（全83団体※） |
| | ※対象団体一覧及び詳細結果は資料編に掲載 |

主な調査項目	・ 抜け漏れている福祉ニーズ及びその類似例についての有無など ・ 背景、要因、支援の必要性 ・ 現状の対応状況 ・ その他既存の支援から抜けもれる福祉ニーズについて
--------	--

(2) ヒアリング結果による主な課題について

ヒアリング調査では、さまざまな意見が聞かれましたが、この結果を整理したところ以下の①～⑤の5つの課題に分類することができました。

- ① 地域福祉の理解に関すること
 - ② 担い手が活動しやすい仕組みや担い手づくりに関すること
 - ③ 困りごとを受け止める体制に関すること
 - ④ 専門機関、相談機関の連携に関すること
 - ⑤ 地域生活を実現するための資源やサービスに関すること

①～⑤の課題の象徴的な事例を20ページから25ページに示します。

また、これらヒアリング調査から明らかになった課題を解消するために、第3章では、「基本目標」「活動の方向」を設定し、地域福祉の向上にとりくんでいきます。

ヒアリング調査から明らかになった 5 つの課題

①地域福祉の理解に関すること

A. 障害のある人の地域生活に対する理解が進まない

- 地域にある施設として、地域の中へ入っていくよう心がけており、地域の祭りへの参加やグループホームの入所者が地域住民と一緒に清掃活動を行い、住民からも名前で呼ばれる関係性を築いている。しかし、新規施設の開設について、理解を得ることは難しい。
- 雇用中に障害を負った方の雇用の継続について、就労先に障害特性を理解してもらうことに苦労している。
- 他市の避難所において、大勢の中では精神状態のコントロールが難しい精神障害者が、日頃からその存在が地域で知られていなかったり、障害特性が理解されていなかったりといった理由で追い出されたケースなどがあるらしい。



日頃から障害特性について理解を深めてもらうためにも、高齢者・子ども・障害者などの分野別ではなく、「地域づくり」のテーブルの中で諸問題を一緒に協議・学習する場が必要である

B. 自分からは支援を求めず、困っているとも言えない

- 認知機能が低下して同じことを何度も繰り返すため、近隣などの周囲の人が怒ってしまうことがあり、周囲との関係が悪くなって、本人が孤立してしまうことがある。
- 人との関係づくりにおいては、最初は困りごとや悩みごとは出なくても、根気強く関わり続ける中で、打ち解けて話ができるようになり、困りごとが出てくることもある。サロンなどの地域住民が集まる場所に参加し、友達や顔なじみが出来ることで、自分から相談するようになる。
- サロンに地域包括支援センターなどの専門職が出向いてくることで、窓口に行く前に気楽に相談が出来る場合がある。



周囲との関わりの中でSOSが発信できる環境や、近隣住民が継続的に声かけをして、困った時には「助けて」と言えるような雰囲気醸成する必要がある

②担い手が活動しやすい仕組みや担い手づくりに関すること

C. 民生委員や自治会などの地域活動者と専門職の情報共有・連携や、役割分担が必要

- 認知症などの高齢者で自治会費の収納が出来ないなど、地域生活や日常生活に支障が出ている状況でも、同居家族がいると、民生委員などにも情報がない場合がある。
- 本人や同居人が支援を拒否する世帯では、民生委員や地域活動者の対応が難しい。
- 自治会や近隣住民は、自治会費の収納などを通じて、さりげなく見守りをを行っているが、こうした情報をどこにどうつなげば良いか分からない。
- 民生委員は、近隣住民など地域からあがってくる個人の生活課題について守秘義務があり、専門機関にはつなげられるものの出来ることも限られることから、地域で見守り活動をしている人と支援のための情報共有が出来ずに一人で抱えこまざるを得ない。



地域住民が何をすれば良いのか、行政や支援機関との役割分担や連携方法を示す必要がある

D. 日常生活のちょっとした困りごとを助け合える担い手づくりが必要

- 男性のひとり暮らしや近所づきあいが少ない女性、健康状態が良くないなどの状況や歩行が困難な高齢者などは、近隣との付き合いや関係が希薄で、ゴミ出し、網戸や身の回りの掃除、資源ごみの運び出しなどの軽微な支援を必要としている。
- 独居や老老世帯はもちろん、家族同居の場合でも、頼れないことがある。近隣との結びつきがある人は近所の人に頼ることも出来るが、そうでない人は誰にも頼れず困りごとを解決できない。
- 地域の状況によっては困っている人の把握が難しく、どこの誰かも分からないこともある。
- 団地と戸建とでは状況が違うが、情報として把握していても、本人たちが支援を拒めば、近隣の支援者は関わりようがなく、関係機関にもつなぎにくい状況もある。



顔なじみの関係や、見守り・声かけによる不安の解消が必要である

③困りごとを受け止める体制に関すること

E. 地域活動と地域包括支援センター等や行政の連携による支援

- 民生委員活動や地区社協活動などを通じて、困りごとが地域包括支援センターに寄せられる。支援の中で、「こうなる前に」「もう少し早く」支援につながれば地域生活を続けられたのではないかとというケースがある。
- 近隣住民は、以前から気付いていたが「そこまでとは思わず・・・」と見守りや気づきが支援につながりにくかった。
- 行政による支援は、児童、障害、保健、生活保護など、関係部署は動いているが、縦割りでお互いの役割を遂行するだけで、連携が充分に取れていない。



高齢者の相談は、地域包括支援センターが窓口となり、地域の活動機関や行政の関係機関へつながれるため、より一層支援ネットワークの強化が求められる

F. 相手の立場に立った相談体制の構築

- 障害のある方やその家族に対しては、「窓口に本人を連れてきてください」や「～へ行ってください」などの定型的な対応をされるケースがある。
- 障害や難病に対する理解や個人や家族が抱える複数の問題に対するとりくみが不足している。
- 個別ケースでの対応では、相談窓口の紹介だけでなく紹介先に同行するなどの寄り添った支援が必要となる。
- 障害のある子どもが家族以外とつながって社会生活を送れるのか、家族は不安に思っている。
- 就職だけでなく、社会とつながりを持って生活が出来るのかをトータルに継続して相談にのってくれるところがない。情報提供についても、インターネットによる情報公開を行っても、インターネット自体を使用できない人に対しては全く効果がない。



人と人とのつながりによる情報提供の方法を検討する必要がある

④専門機関、相談機関の連携に関すること

G. 行政の縦割りや分野を超えた連携

- 認知症の親と就労できない成人の子どもがいる世帯、生活支援と貧困などの経済問題といった複数の課題を抱える世帯に対する支援では、高齢者向け施策や障害者向け施策、生活支援といった単一の施策だけでは、対応が困難となる事例がある。
- 高齢者の虐待対応などの場合でも、分離した後の生活支援、経済的支援、就労支援、医療支援、心理的サポートなど組織を超えて柔軟な連携が必要になる。
- ごみ屋敷支援では、複数の分野にまたがった支援の検討も必要となっている。



専門職・行政・民間の支援団体などの連携により、医療・保健・福祉など分野を越えた総合的な支援を行える仕組みが求められる

H. ひきこもり支援にかかわる人材や組織の連携（ネットワーク化）

- 支援団体同士の情報交換やネットワークは多少あるものの、地域のひきこもり当事者の実態は把握できていないのが現状である。
- 当事者や家族が自ら相談を持ちかけなければ支援が始まらないというケースがほとんどであり、潜在的なひきこもり者も多いと思われる。
- 相談先があることを知らなかったり、知ってはいても自分はどこに相談をすればよいのかわからなかったり、敷居が高いと感じている人も多い。
- 自ら相談に赴き解決を急ぐ人は、即効性を求めてあちらこちらの相談機関を転々とし、かえって解決が遅くなっているように見受けられる。
- 学校を卒業した時点で支援が途絶えてしまうことも多い。



当事者の発見から実態把握、信頼関係の構築、情報提供、生活支援、行動支援、就労支援をトータルに支援するためには、関係機関のネットワークが必須である

⑤地域生活を実現するための資源やサービスに関すること

I. 一人暮らしの高齢者や認知症の方、孤立する介護者などが集える場所の創出

- 親の介護をしている娘、妻の介護をしながらアルコール依存症になった夫など、精神的に落ち込んだ人が悩みを話す場所がない状況がある。
- 認知症の高齢者を介護する家族が介護サービスを拒否して使えない場合では、家族だけのつながりになり、地域や社会との接点がなくなって孤立することがある。
- 近隣と接点が少ない一人暮らしの高齢者でも、自分が役に立てる場所や元気になる場所があれば孤立しない。
- 高齢者でも元気な人、特に一人暮らしの場合は、「自分がしっかりしなければ」と自分の生活ネットワークを活かしながら元気に活動している人も多い。



要支援者や介護者のストレス解消と、社会とのつながりを保てるような場所が必要になっている

J. 通院や買い物、地域行事への参加など、外出のための移動手段の構築

- 受診が必要であるが、公共交通機関がなく（あるが利用の便が悪く）、経済的な問題もあり通院できていないケースがある。
- 地域のサロン活動に参加したいが、坂が多い地域性のため、開催場所まで行けなかったり、エレベーターの無い集合住宅の高層階に居住しているため、引きこもりがちになっていたりするケースがある。
- 重症心身障害者の日々の事業所への送迎について、実際には家族が行えなければ通えないという現状がある。



さまざまな要因で外出機会の減少に直結している現状があるため、これらの生活課題を検討する必要がある

K. 社会資源の有効活用とサービスなどの充実

- 地域活動に参加したい高齢者が、近所の方に送迎や付き添いをお願いしているケースや、緊急時に不安を抱える一人暮らしの人が、近所の友人などに鍵の預かりを頼んでいるケースなどがある。しかし、これらをボランティアに任せ続けることは、リスク管理の点で問題がある。
- 送迎車の活用や鍵の預かりなどについて、地域の社会福祉法人や企業などの力を借りることはできないか、という声がある。
- 各地域において空き家が増えている中で、それを地域活動の拠点や生活困窮者の住まいなどとして有効に利活用できないかとの声も多く挙がっている。



地域にあるさまざまな社会資源を有効に利活用するためにも、関係者間での協議の場づくりが必要になっている



第3章 計画の基本的な方向性

1. 地域福祉推進の基本理念とめざす将来像

地域福祉計画は地域福祉にとりくむための指針となるものであり、その計画を確実に推進していくためには、基本理念や市民生活の将来像を描き、目標や基本的な方向性を明らかにすることが必要です。

奈良市地域福祉計画では、第1次計画・第2次計画を通して基本理念に「支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり」を掲げ、社会福祉法上の「福祉サービスの基本理念（第3条）」や「地域福祉を推進する主体と目的（第4条）」についての規定を踏まえた「人権尊重」、「共生社会の実現」、「自分らしさの確立」の3つのキーワードを構成要素として、市民生活の将来像を定めました。

基本理念及び市民生活の将来像は普遍的なものであることから、第3次計画においてもこれらを継承しながらとりくむこととします。

基 本 理 念

～支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり～

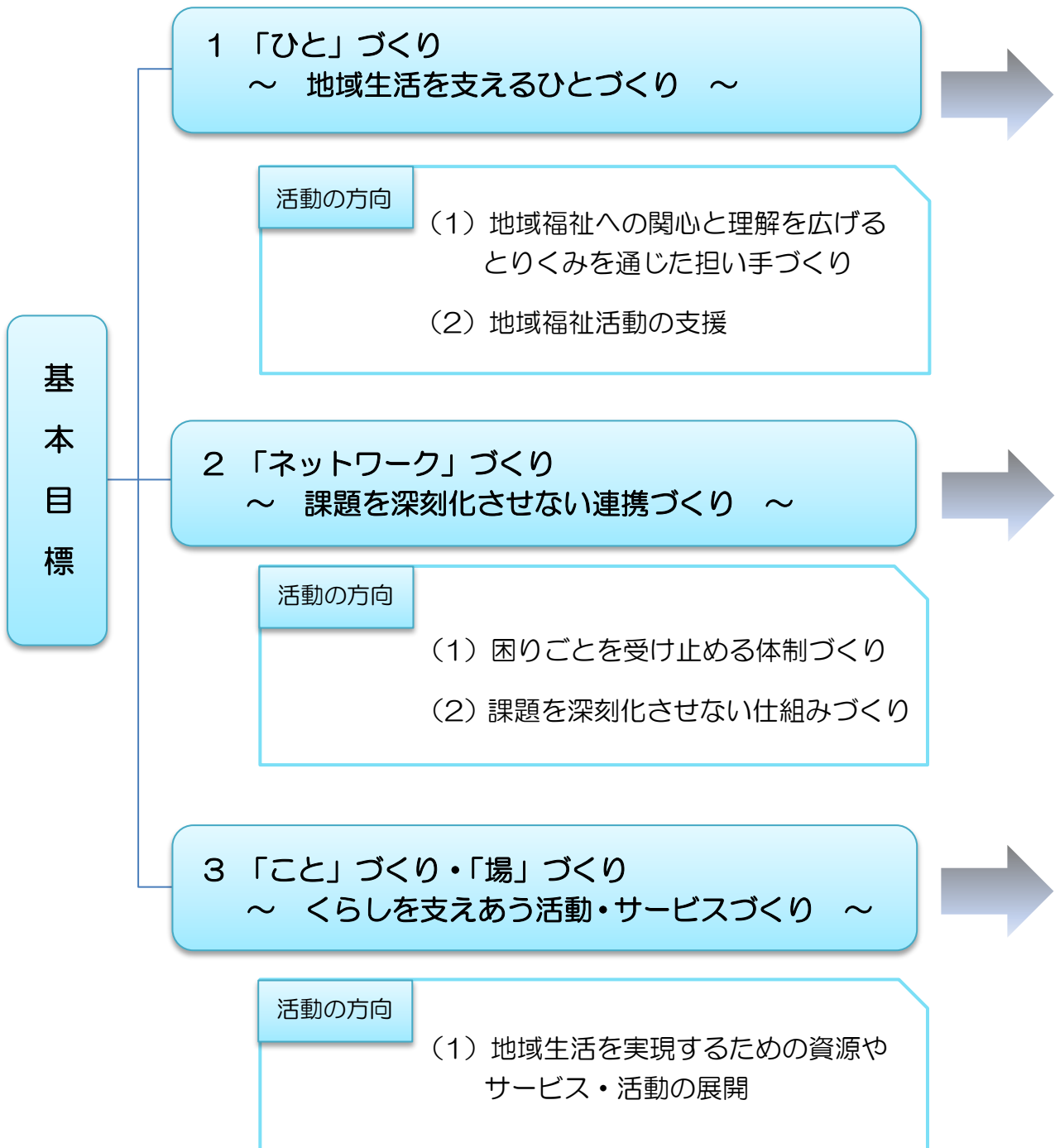
市民生活の将来像

- ◆ 住民だれもが、地域で生きがい（出番）や役割をもちながら、支え上手・支えられ上手になれるような住民が主役のまちをめざします
- ◆ 住民だれもが、互いを認め合い、ともに支えあいながら自分らしく暮らし続けられる地域をめざします
- ◆ 住民だれもが、孤立することなく、暮らしの問題や生きにくさを受けとめ分かち合うことのできる地域をめざします

2. 計画の基本目標・活動の方向

第3次地域福祉計画の策定に当たり、市の基本理念及び市民生活の将来像を念頭に置き、地域の各種団体などに対して、地域における課題や既存の制度から抜け漏れているものがないかといった聞き取りを行いました。

その結果、ヒアリング調査からあがってきた各種課題や意見をもとに、第3次地域福祉計画の基本目標や活動の方向、奈良市がめざす社会を次のように決定しました。



わ が こと
みんなが我が事として参画し、
日々の生活に安心と生きがいを感じ、
世代や分野を越えて丸ごとつながる社会の実現

ひ と ごと
他人事ゼロ

支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして行動し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会をめざしていきます。

虐待ゼロ

地域で見守りのネットワークを構築し、課題が深刻化しないよう虐待の予防と早期発見に努めるとともに、あわせて養護者に対しても必要な支援を行うことで、全ての市民が安心して暮らせる社会をめざしていきます。

孤立ゼロ

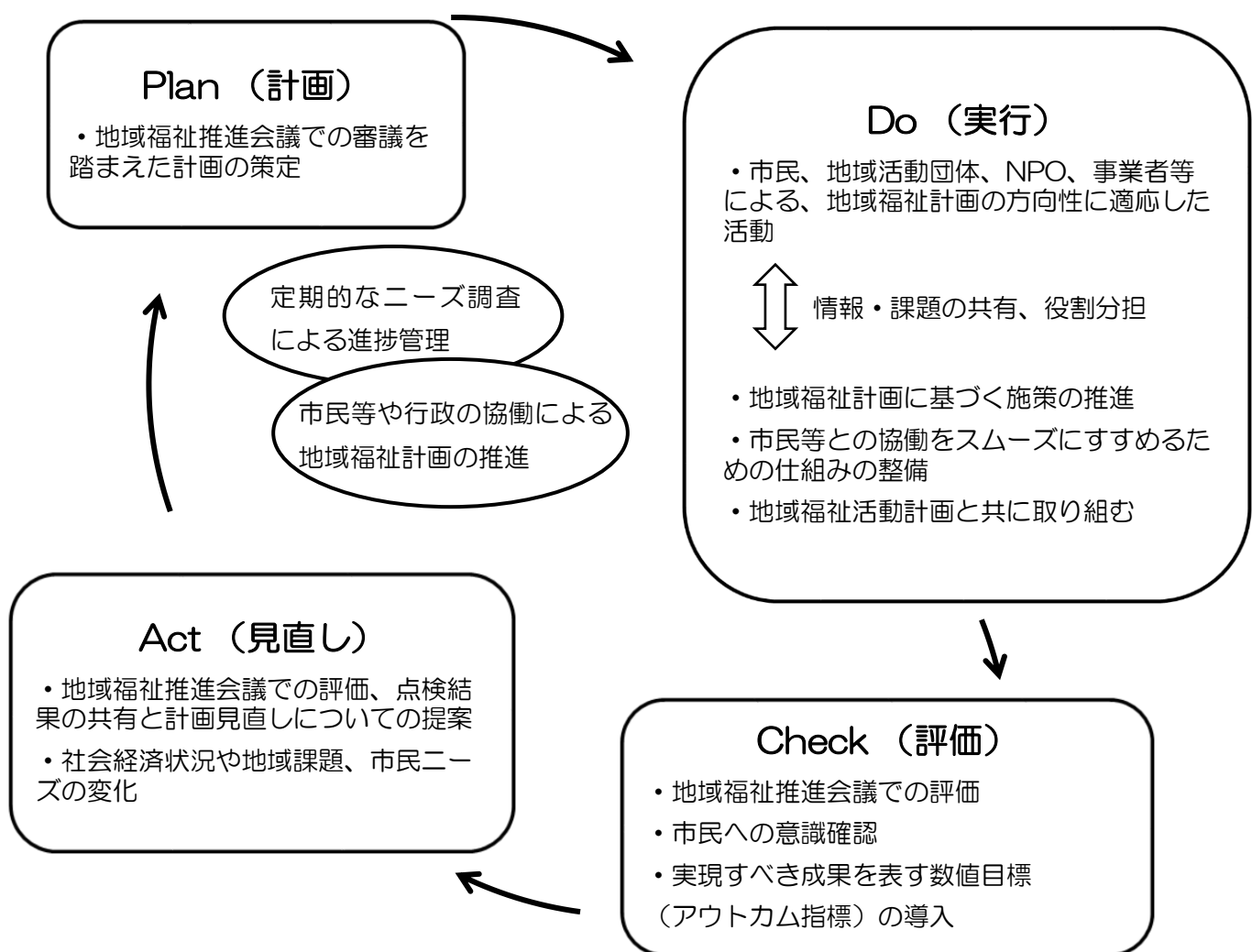
高齢者の単独世帯や核家族世帯が増加し、誰とも会話をしない、近所づきあいが無い、困ったときに頼る人がいないという「孤立」する人の増加が懸念されます。孤立することを防止するためには、地域のなかでの居場所が重要で、人と人がつながりあえる場がある社会をめざしていきます。

3. 進行管理

計画の進行管理は、「計画」(Plan)→「実行」(Do)→「評価」(Check)→「見直し」(Act)を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づいて実施します。

毎年、施策ごとに進捗状況の確認と要因分析を行い、その結果を実施計画の見直しなどにつなげるとともに、今後は、とりくみの効果を把握するため、実現すべき成果を表す数値目標（アウトカム指標※6）の積極的な導入を検討します。また、評価に当たっては、市民の意識や満足度を定期的に把握するとともに、「地域福祉推進会議」で評価をいただきます。

なお、本計画におけるとりくみの見込みなどは、本市の社会情勢や国の今後の施策の展開状況など、総合的に勘案したうえで、随時見直しを行うこととします。

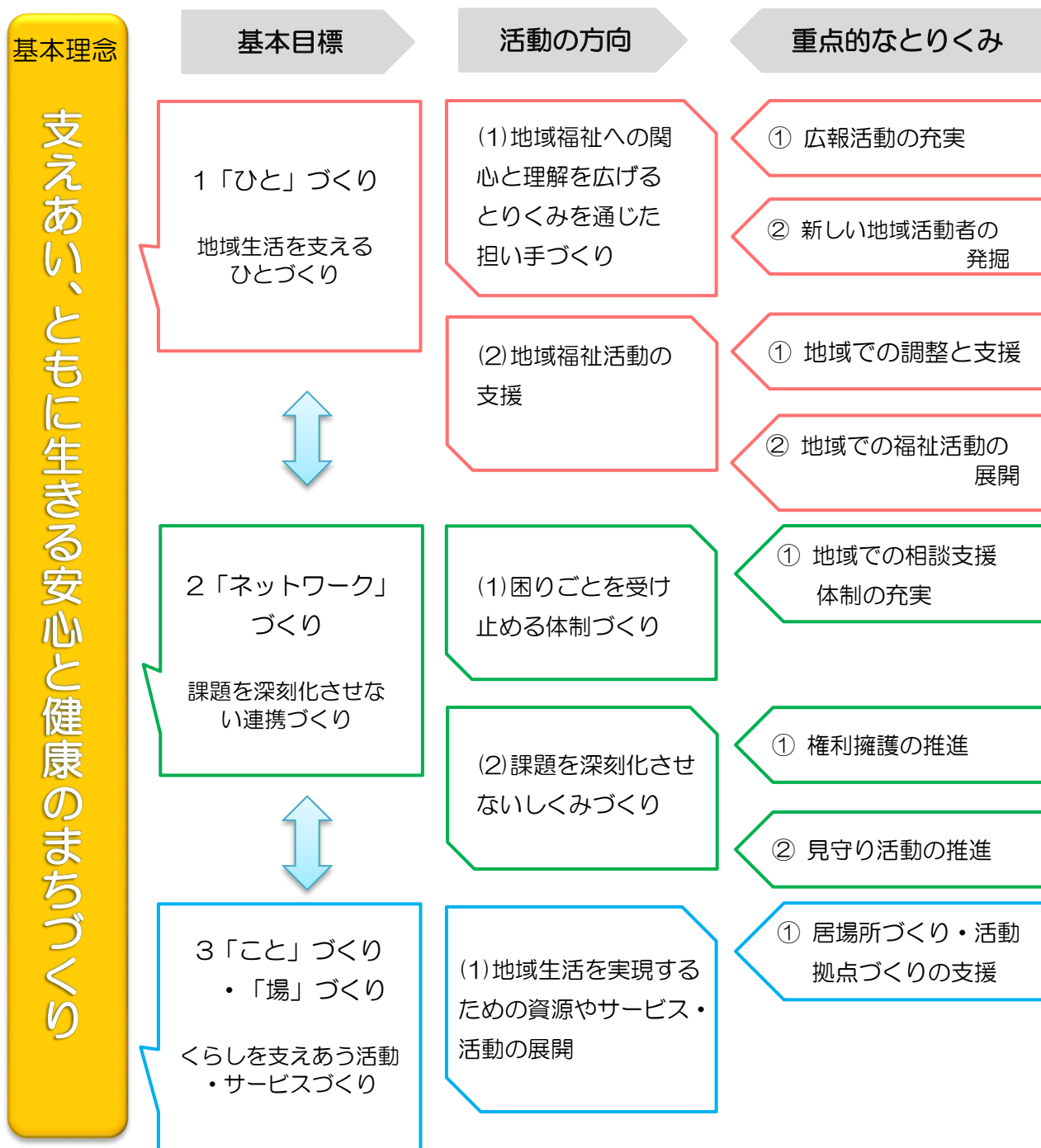


※6 アウトカム指標…行政活動の成果を測る指標。行政活動の結果によって市民が受ける効果を示す

第4章 重点的なとりくみと実施事業

「基本理念」を具現化するための「基本目標」や「活動の方向」の決定を受けて、第4章ではそれぞれの「活動の方向」について「重点的なとりくみ」を設定しました。

この「重点的なとりくみ」では、奈良市がめざしていく社会を実現するため、担当部署との連携を強化しながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざします。



<事業一覧>

基本 目標	活動の 方向	重点的な とりくみ	事業名	担当課	頁
1	(1)	①	ボランティアインフォメーションセンターの運営と管理	協働推進課	33
		①	地域人権教育支援事業	人権政策課	34
		①	情報発信の充実と統計資料の公開	関係課・福祉政策課	34
1	(1)	②	ボランティアの育成	協働推進課	35
		②	ボランティアセンターの運営と管理	協働推進課	36
		②	奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）	協働推進課	36
		②	奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業（事業協定）	福祉政策課	36
		②	認知症サポーター養成講座	福祉政策課	37
		②	奈良市地域見守りサポート制度の構築・推進	地域福祉課	37
		②	子育て支援アドバイザー事業	子ども育成課	37
1	(2)	①	生活支援コーディネーターの配置	福祉政策課	38
		①	民生委員・児童委員の活動支援事業	地域福祉課	39
		①	緊急時在宅高齢者支援事業	長寿福祉課	39
		①	子育てサークルへの支援事業	子ども育成課	39
1	(2)	②	福祉避難所の充実事業	危機管理課	40
		②	地区別福祉活動計画づくりの支援事業	地域福祉課	40
		②	地区社協の活動支援	地域福祉課	41
2	(1)	①	自主防災防犯組織活動支援事業	危機管理課	42
		①	生活相談窓口	人権政策課	42
		①	女性問題相談	男女共同参画課	43
		①	認知症相談	福祉政策課	43
		①	地域包括支援センター相談・支援事業	福祉政策課	43
		①	障害者相談支援事業	障がい福祉課	43
		①	生活困窮者等自立支援事業	保護第一課 くらしと仕事支援室	44
		①	こんにちは 赤ちゃん訪問事業	子育て相談課	44
		①	子ども発達支援事業	子育て相談課	44
		①	妊産婦・乳幼児健康相談事業	健康増進課	44
		①	訪問相談事業（訪問相談員等の育成）	保健予防課	45
		①	教育相談体制整備事業	教育相談課	45

基本 目標	活動の 方向	重点的な とりくみ	事業名	担当課	頁
2	(2)	①	DV相談ダイヤル	男女共同参画課	46
		①	権利擁護センターの設置運営事業	福祉政策課	47
		①	市民後見人の育成事業	地域福祉課	47
		①	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	47
		①	障害者虐待防止対策支援事業	障がい福祉課	47
		①	成年後見制度利用支援事業	長寿福祉課	48
		①	高齢者虐待防止事業	長寿福祉課	48
		①	被虐待児童対策地域協議会	子育て相談課	48
2	(2)	②	地域防犯活動の推進事業	危機管理課	49
		②	避難行動要支援者名簿作成事業	危機管理課・地域福祉課	50
		②	奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業	福祉政策課	50
		②	奈良市地域みまもりサポート制度の推進	地域福祉課	50
		②	精神障害者に対する個別相談、訪問活動	障がい福祉課	51
		②	子育てナビゲーターの配置による子育て制度利用者支援事業	子ども育成課	51
		②	養育支援訪問事業	子育て相談課	51
		②	新生児、妊産婦訪問事業	健康増進課	52
		②	乳幼児教室	健康増進課	52
		②	乳幼児健康診査	健康増進課	52
		②	未熟児、低体重児支援事業	健康増進課	52
		②	安全対策事業	いじめ防止生徒指導課	53
		②	女性防災クラブ員による防火啓発事業	消防局 予防課	53
3	(1)	①	人権文化センター事業	人権政策課	54
		①	老人福祉センターの充実	長寿福祉課	54
		①	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課	54
		①	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課	55
		①	子育てスポット事業	子ども育成課	55
		①	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課	55
		①	発達支援教室	健康増進課	56
		①	公民館事業	生涯学習課	56
		①	放課後児童健全育成事業	地域教育課	56
		①	放課後子ども教室推進事業	地域教育課	56
		①	奈良市適応指導教室「HOP」事業	教育相談課	57

【基本目標】1「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～

【活動の方向】（1）地域福祉への関心と理解を広げるとりくみを通じた担い手づくり

【重点的なとりくみ】①広報活動の充実

1. 現状と課題

地域福祉活動は地域住民が主役となり、市や福祉関係機関が協働しながらそれぞれが主体的にとりくんでいくことが大切です。地域のつながりが希薄化する中において、孤立、貧困問題、ひきこもり、精神疾患など複数の課題を抱えた住民が暮らしています。その課題を「他人事（ひとごと）」とせず、「我が事」とし、地域の課題として捉えることが重要になってきます。

また、障害のある方や認知症の方など、地域ぐるみで支援が必要な人びとの情報を住民を含めた関係者が共有することも大変重要です。

2. 施策の方向

地域福祉活動の主体者である住民が地域課題を住民自身で気づき、共感し、課題解決のための活動まで結び付けられるよう、さまざまな広報媒体や機会を活用しながら地域福祉に関する広報活動を継続して行っています。また、地域福祉活動にとりくむ住民の支援となりうる情報も発信していきます。

障害のある方や認知症の方の特性や虐待問題など、それぞれの課題を理解する上で必要な情報や人間としての尊厳と、現存する偏見や差別について考えるための情報も積極的に発信していきます。

3. 実施事業

◆ ボランティアインフォメーションセンターの運営と管理（協働推進課）

市民公益活動団体へ積極的に情報提供するとともに、学生や、勤労者、団塊の世代の方々などに対して市民公益活動への参画を促し、活動の主体となる人材の育成を図ることを目的とした相談コーディネート業務をはじめ、各種講座の実施、会議室の提供、各種情報収集・発信などを行います。

年度	29	30	31	32	33以降
登録団体数	293団体	295団体	297団体	300団体	継続

◆ 地域人権教育支援事業（人権政策課）

地域における人権教育の推進を図るため、奈良市人権教育推進協議会との連携を強化し、地域活動としての人権学習を通して人権問題への認識を深めることにより、全市レベルでの福祉の向上に努めます。

そのために、社会教育指導員を配置し、奈良市人権教育推進協議会などの社会教育団体の育成や、識字学級などで学習を行う者に対して指導や助言を行い、共に支えあう社会づくりを支援します。

地区別研修会については、多くの人に関心を持ってもらい、人権教育についての意識向上のために、研修内容の充実を図ります。

年度	29	30	31	32	33以降
地区別研修会参加目標人数	1,558人	1,575人	1,586人	1,600人	継続

※奈良市人権教育推進協議会は市内40地区に設置することを目標としており、1地区あたりの参加者数を40人程度と見込み、全地区で実施した場合の参加目標人数を1,600人とします。

◆ 情報発信の充実と統計資料の公開（関係課・福祉政策課）

地域福祉に関して広く情報発信を行い、市民への地域福祉計画の啓発をはじめとし、地域福祉の意義を理解していただくことにより、さまざまな活動への参加を呼びかけます。

また、小学校区別福祉データをまとめた「校区別福祉データ」を市ホームページで公開し、地域福祉への関心を高めるとともに、活動の際の基礎データとして活用できるようにします。



【基本目標】 1 「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～
 【活動の方向】 (1) 地域福祉への関心と理解を広げるとりくみを通じた担い手づくり
 【重点的なとりくみ】 ②新しい地域活動者の発掘

1. 現状と課題

現在、民生委員・児童委員協議会や地区社協が中心となって地域の福祉課題解決のためにとりくんでいますが、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯で、支援を必要とする孤立した住民の増加を踏まえ、新しい地域活動者を発掘し、担い手を増やしていくことが必要になっています。

2. 施策の方向

福祉分野のボランティアを増やすとりくみを継続します。また、住民や地域にある民間事業者などが、安心して気軽に見守り活動にとりくむことができるよう地域の実情に合わせた見守り活動の指針を示し、普段の暮らしや事業活動の中で、ゆるやかな見守りにとりくむ住民活動を啓発・後押しします。また、奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）を活用することにより、住民の地域福祉活動への参加のきっかけづくりとします。

3. 実施事業

◆ ボランティアの育成（協働推進課）

ボランティア養成講座を充実させるとともに、ボランティアセンターとボランティアインフォメーションセンターのより一層の連携を図りながら、ボランティアの育成にとりくみます。

<工程表>

年度	29	30	31	32	33以降
ボランティアの育成（ボランティアセンター）	市民交流サロン・各養成講座の実施				継続
	地域ニーズや課題の解決に向けて養成講座の検討・実施				
	情報交換や 情報共有				
ボランティアの育成（ボランティアインフォメーションセンター）	ボランティア入門講座・各養成講座の実施				継続
	地域ニーズや課題の解決に向けて養成講座の検討・実施				

◆ ボランティアセンターの運営と管理（協働推進課）

奈良市におけるボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談の受付やコーディネート、ボランティアに関する活動場所の提供、ボランティアやボランティアコーディネーターを養成するための講座などをおこなうとともに、指定管理者とも連携を深め、充実した施設運営を行います。

年度	29	30	31	32	33以降
ボランティアセンターの利用者数	21,900人	22,100人	22,300人	22,500人	継続

◆ 奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）（協働推進課）

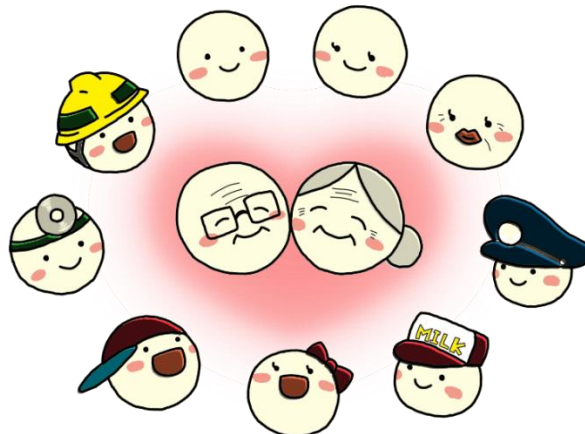
奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）を活用し、より大勢の住民が継続的に地域のボランティア活動に参加してもらう動機づけとします。

年度	29	30	31	32	33以降
奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）	地域のボランティア活動へのポイントの付与				継続

◆ 奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業（事業協定）（福祉政策課）

見守りネットワーク事業の更なる普及と推進にとりくみます。協力事業所は、日常業務において気になる人がいる場合、対象者の情報や気づいた内容を市に連絡し、市は、各関係機関と連携を図り対応します。対応終了後は、協力事業所へ対応内容について報告します。

年度	29	30	31	32	33以降
協力事業所の登録数	35事業所	40事業所	45事業所	50事業所	継続



◆ 認知症サポーター養成講座（福祉政策課）

認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを育成するため「認知症サポーター養成講座」を開催します。また、認知症キャラバンメイトが主催するセミナーの開催に関する支援を行います。講座受講者にはオレンジリング（手首に付けるリング状のもの）を配付しています。

年度	29	30	31	32	33以降
「認知症サポーター養成講座」の受講者数累計	12,500人	14,000人	15,500人	17,000人	継続



◆ 奈良市地域みまもりサポート制度の構築・推進（地域福祉課）

「見守り活動」は、地域の困りごとなどの早期発見・早期対応を図るだけではなく、困りごとを発信できなかった孤立しがちな方が地域とつながるきっかけにもなります。また、地域にある心配なことや困りごとを地域住民が気付き合い、支えあう活動のきっかけになる重要なとりくみです。そのため、地域の見守り活動を具体的に後押しする協働施策として、地域みまもりサポート制度を構築し、地域の共助のチカラが発展できる仕組みをめざします。

具体的には、普段の暮らしの中で「ゆるやかに・さりげなく」見守り合いが出来るよう「みまもりサポーター」を養成・啓発すること、また民生委員や専門職などと連携・協力して見守り活動を担える「（仮）みまもり活動員」を養成し、地域での活動をバックアップすることを進めます。

◆ 子育て支援アドバイザー事業（子ども育成課）

都市化と核家族化の進行に伴い、身近に子育ての悩みを相談できる相手がいないため、孤立感や不安感を抱く保護者が増加し、かつての地域共同体が持っていた子育て支援機能が弱体化している中、地域の子育て経験豊かな市民を養成研修終了後、子育て支援アドバイザーとして登録しています。

登録者は、乳幼児とその保護者が集まる場所に出向き、子育てについての情報提供や育児相談などを行い、親の育児の負担感を軽減する役割を担うとともに、絵本の読み聞かせ、手遊び、親子体操などの遊びを伝えることによって子育てを支援しています。

【基本目標】 1 「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～
 【活動の方向】 (2) 地域福祉活動の支援
 【重点的なとりくみ】 ①地域での調整と支援

1. 現状と課題

地域にはさまざまな暮らしの課題があり、地域福祉の主役である地域住民自身がそれぞれの地域福祉課題を考え、解決のために住民同士でお互いにできることを実践していくことが求められています。

行政においても地域との信頼関係をつくり、必要な働きかけをしながら、コーディネートや支援をしていく必要があります。

2. 施策の方向

地域住民が地域で提供される多様なサービスを利用できる地域づくりを支援するため、地域の多様な主体による多様なとりくみの調整役となる生活支援コーディネーターを設置します。地域に不足するサービスの創出や担い手の養成などの「資源開発」、そして関係者間の情報共有やサービス提供者間の連携体制づくりなどの「ネットワーク」構築を中心に充実させ、その後地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングさせる「ニーズととりくみのマッチング」機能も担っていきます。

また、高齢者の在宅生活を支えるためボランティアや民間企業、社会福祉法人などさまざまな事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供について、官民連携による支援体制の充実・強化を図っていきます。

3. 実施事業

◆ 生活支援コーディネーターの配置（福祉政策課）

行政や市社協、地域包括支援センターなどがメンバーとなり話し合った内容をもとに、地域の福祉活動を円滑に行えるよう生活支援コーディネーターが担う役割や各機関との連携などを検討していきます。

平成30年度からは、実際に生活支援コーディネーターを配置し、地域の調整役としての役割を担っていきます。

＜工程表＞

年度	29	30	31	32	33以降
生活支援コーディネーターの配置	役割などの検討	生活支援コーディネーターの配置			継続

◆ 民生委員・児童委員の活動支援事業（地域福祉課）

市内46地区の民生委員・児童委員協議会の会長研修をはじめ、市内771名の民生委員・児童委員が集まる大会の開催支援など、民生委員・児童委員活動の推進を図ります。また、市内の46地区の民生委員・児童委員協議会に対して活動補助を行い民生委員・児童委員活動の推進を図ります。

地区民生委員・児童委員協議会へ出向いて研修などを行うことで、民生委員・児童委員活動の把握・助言・相談を行います。また、民生児童委員協議会連合会会長会などで情報を共有し、適切に活動の把握をすると共にその現状に即した研修などの実施ができるように進めていきます。

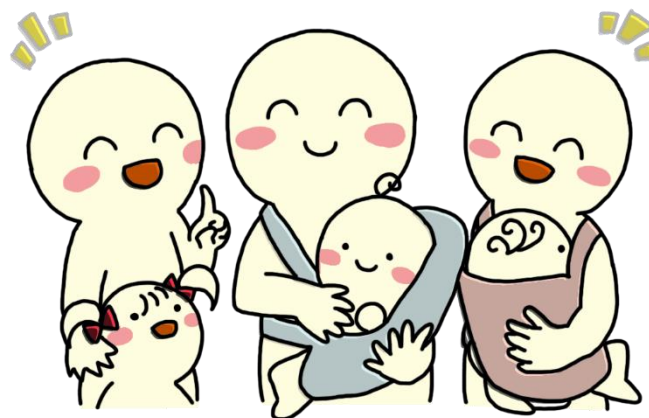
◆ 緊急時在宅高齢者支援事業（長寿福祉課）

在宅で65歳以上の単身世帯などで、心臓疾患など身体上疾患があり、日常生活において身体的な緊急事態が生じたとき、速やかに安全確保できるよう受信センターを通じて協力員に通報し安否を確認します。

◆ 子育てサークルへの支援事業（子ども育成課）

都市化と核家族化がすすみ子育て親子が孤立化する中で、地域では子育て親子や子育て支援者が自主的に活動する子育てサークルが数多く結成されてきました。これらのサークルを支援するために、地域子育て支援拠点や地域の子育て支援者を対象とした「子育て支援交流会」などの各種交流会を実施し、情報交換などのネットワーク化を図っています。

今後も、地域の子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」が主体となり、その地域の子育てサークルの支援を行うとともに、地域の子育て支援団体や地域住民などを結ぶ地域ごとの交流会を実施し、親育ち・子育て・子育てを推進していきます。



【基本目標】 1 「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～
 【活動の方向】 (2) 地域福祉活動の支援
 【重点的なとりくみ】 ②地域での福祉活動の展開

1. 現状と課題

現在、市社協では、市内46地区に地区社協を設けて、地域住民による地域福祉推進のための活動を行っています。その活動方針となる地区別福祉活動計画の策定地区数は、現在20地区にとどまっています。

また、現在地域では地区社協、民生委員・児童委員協議会及びボランティア団体などにより、地域福祉活動が行われていますが、その活動の中で地域住民のさまざまな個別課題や地域課題に向きあうこととなります。地域だけで解決できない問題については、行政や市社協などの関係機関と連携しながら、解決を図りまた、専門機関につなぐ必要があります。

2. 施策の方向

平成32年度には、全46地区において地区別福祉活動計画を策定し、更に地域における福祉活動が活発になるように、市社協と連携しながら支援を行っております。

3. 実施事業

◆ 福祉避難所の充実事業（危機管理課）

避難所での生活が困難な要配慮者※⁷が、安心して生活できるよう、設備や体制を整備した福祉避難所の確保をめざします。また各施設などと協定を締結し、連携を図りながら、要配慮者のニーズに合わせた避難所の体制づくりをめざします。

◆ 地区別福祉活動計画づくりの支援事業（地域福祉課）

地区社協活動を展開するために構成する各種団体や関係機関が共通の目標をもって福祉のまちづくりを計画的にとりくんでいくことができるよう、各地区で実施される地区別福祉活動計画の策定支援にとりくみます。とりわけ、未策定地区については策定実施に向け積極的に働きかけを行うとともに、策定後はその進捗状況を把握するなかで、必要な支援にとりくみます。

年度	29	30	31	32	33以降
地区別福祉活動計画策定地区数	6地区 (計26地区)	6地区 (計32地区)	6地区 (計38地区)	8地区 (計46地区)	継続

◆ 地区社協の活動支援（地域福祉課）

住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の実現に向けて市社会福祉協議会が進める、つながり・見守り・支えあいの小地域福祉活動により、地区社協活動が活発化することで、少子高齢化や世帯の単身化による人間関係の希薄化などの問題の解決につながると考えます。さらに、地域がつながることで、地域の自治力が高まり、福祉でまちづくりがすすむことと考えます。

今後も地域活動を把握すると共に、市社協と連携しながら、地域性を考えた施策の展開を進めていきます。

奈良市地区社会福祉協議会

市内に46箇所ある地区社会福祉協議会を地域性に基づき7つのブロックに分けています

ブロック	地区
中 央	佐保、大宮、椿井、済美、鼓阪、大安寺西、飛鳥、佐保川、済美南
南 部	帯解、大安寺、精華、東市、辰市、明治
中西部	伏見、西大寺北、あやめ池、都跡、平城、六条、伏見南
西部北	登美ヶ丘、青和、二名、平城西、東登美ヶ丘、鶴舞
西部南	奈良 帝塚山、学園南、鳥見、富雄南、富雄、学園三碓
東 部	田原、東里、大柳生、柳生、狭川、月ヶ瀬、都祁
北 部	右京、神功、朱雀、左京、佐保台

※7 要配慮者…これまで使われていた「災害時要援護者」という替わりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のこと

【基本目標】 2「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～
 【活動の方向】 (1) 困りごとを受け止める体制づくり
 【重点的なとりくみ】 ①地域での相談支援体制の充実

1. 現状と課題

生活課題を抱えた住民が適切な福祉サービスなどを受けるためには、対象者の身近に暮らす住民などが対象者のニーズに気付くことが大切であり、そのことが、課題を深刻化させないために大きな役割を果たします。また、課題の多様化に応じ、相談窓口の連携を充実していく必要があります。

本計画にあたり実施したヒアリング調査からは、支援を必要としても自分から困っているとは言い出すことができない方がおられるため、そういう方々がＳＯＳを発信できるようになるため、傾聴や根気強い関わりなどの対応が求められています。

2. 施策の方向

新たな課題である生活困窮者に対する自立に向けた支援を行います。また、行政間での連携強化に努め、課題を抱えた対象者を早期に発見し相談に応じることにより、課題の深刻化を防止し、適切な福祉サービスにつなげます。

また、災害時や緊急時に備えた住民活動を支援することにより、課題を深刻化させないとりくみを行ってまいります。

3. 実施事業

◆ 自主防災防犯組織活動支援事業（危機管理課）

地区自主防災防犯組織及び自主防災防犯協議会に対する活動交付金の交付を継続し、組織結成率100%を達成しました。引き続き、災害時に主体となって活動できるように避難所運営マニュアル作りの支援を行うなど、活動の活性化・充実化、実効性を高める支援・協力を行うことにより、災害に強い地域づくりをめざします。

◆ 生活相談窓口（人権政策課）

各人権文化センターにおいて、地域における身近で気軽な生活相談窓口としての役割を担い、関係機関との体制の構築を進め、地域住民の生活や福祉の向上と自立意識の高揚を図ります。また、継続的な支援のネットワークを強化した支援体制の確立をめざします。また、生活相談窓口職員のスキルアップを図り、地域ネットワークの構築と強化を継続します。

➤ センターの3つの役割

- 必要とする人に必要な制度をつなぐ → 申請主義による谷間を埋める
- 制度と制度をつなぐ → 縦割り行政による谷間を埋める
- 人と人をつなぐ → つながりの再構築

◆ 女性問題相談（男女共同参画課）

家族・DV・結婚・子育て・性に関することや家族の問題、そして自分の生き方などの悩みについて女性相談員が相談に応じ、安心してより良い人生が送れるよう、また、自立支援の一助とすることで市民一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会の実現をめざします。

◆ 認知症相談（福祉政策課）

市役所本庁舎では毎週月曜日、西部出張所では毎週木曜日に、それぞれ午前10時から午後3時まで、「（公社）認知症の人と家族の会 奈良県支部」に委託し、認知症及び若年性認知症に関して本人や家族からの相談に応じています。

認知症になっても住み慣れた地域で住み続けられる支援につながるようサポートします。

◆ 地域包括支援センター相談・支援事業（福祉政策課）

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握し、相談や地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる支援を行います。

年度	29	30	31	32	33以降
地域包括支援センター相談・支援件数	30,000件	高齢者人口が増加していくなか、支援体制の充実を図っていく			継続

◆ 障害者相談支援事業（障がい福祉課）

障害者などからの相談に応じ、必要な支援、情報提供や助言を行い、障害者などが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援していきます。また、安定した地域での生活を行うためにも、生活支援ニーズへの対応、相談支援機能の強化、地域住民の参加による見守り・支えあいなどのきめ細かな活動など幅広い受け皿づくりが必要不可欠です。また相談支援事業の更なる充実に向けて、地域の障害福祉に関するシステム造りの中核的な役割を果たす地域自立支援協議会の機能強化をめざし、さまざまなとりくみを行います。

◆ 生活困窮者等自立支援事業（保護第一課 くらしと仕事支援室）

失業や収入が低いなど経済的に困窮状態にある方や困窮状態となるおそれのある方が、早期に困窮状態から脱却できるよう、個々の状況に応じた支援プランを作成し、就労支援のほか関係機関との連絡調整により多種の支援を活用し、自立に向けて支援します。

また、就労経験がなかったり、生活習慣が乱れていたり、直ちに一般就労につくことが困難と思われる方に対して、就労に従事する準備としての基礎能力を身に付ける訓練を、段階的に行い、就労に向けて支援します。

年度	29	30	31	32	33以降
相談件数	350件	400件	450件	500件	継続

◆ こんにちは 赤ちゃん訪問事業（子育て相談課）

助産師などの訪問員が、生後4か月未満の乳児を育てるすべての家庭を訪問し、出産後の母親が直面するさまざまな不安や悩みを傾聴し、子育てに関する情報提供などを行います。

年度	29	30	31	32	33以降
訪問事業面接率	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	継続

面接率の現状を維持できるよう事業の周知をすすめます。

◆ 子ども発達支援事業（子育て相談課）

心理的な発達の障害並びに行動及び情緒に障害のある就学前の幼児又は発達支援の必要があると認められる就学前の幼児とその保護者に対して、相談・療育の場を設け、関係機関と協働しながら一貫して支援する体制を整えます。

相談の場では、心理相談員、言語聴覚士、保健師、作業療法士、保育教育士などが療育相談（電話、来所など）を行うとともに、就園児には、幼稚園などでの適切な支援につながるよう、必要に応じ園巡回相談を行います。

療育の場では、障害児通所支援（児童発達支援）などを行います。

◆ 妊産婦・乳幼児健康相談事業（健康増進課）

妊娠・出産・子育てについて保健師・助産師など専門職による電話・来所相談を実施しています。常設の相談室として保健所健康増進課、西部会館相談室があり、公民館など巡回相談も実施しています。妊産婦の身体や乳幼児の成長・母乳育児などの不安を気軽に相談でき、安心して子育てができる環境を整えます。

◆ 訪問相談事業（訪問相談員等の育成）（保健予防課）

奈良市難病対策地域協議会で協議された内容を基に、療養上の課題を抱えた住民が安心して地域生活を送れるよう保健師が訪問相談を実施すると共に、医療・福祉の関係専門職を対象に、質の向上とスムーズな連携のため研修会などを実施します。毎年、課題に沿って対象者や内容を検討しながら継続実施していきます。

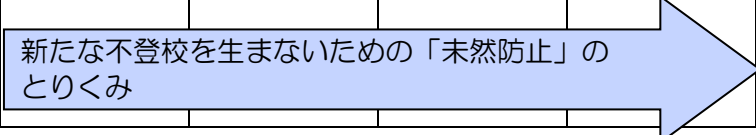
◆ 教育相談体制整備事業（教育相談課）

教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校やいじめなど学校生活に関わる相談や、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒への適切な支援を行うとともに、本市の教育相談体制の充実を図っています。また、不登校対策を進めるうえで小学校、中学校、高等学校の全市立学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における支援体制の充実を図り、不登校の「早期発見・早期対応」による不登校の予防に努めるとともに、新たな不登校を生まないための「未然防止」のとりくみを推進します。

第3次計画の終了年である平成32年度までに、小中学校の不登校児童生徒の出現率の減少をめざして、全国の不登校児童生徒の出現率の平均以下となるように努めます。また、その後も改善を図り、新たな不登校を生まないための「未然防止」のとりくみを推進していきます。

年度	29	30	31	32	33以降
不登校児童生徒の出現率	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	継続

新たな不登校を生まないための「未然防止」のとりくみ




【基本目標】2「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～
【活動の方向】（2）課題を深刻化させない仕組みづくり
【重点的なとりくみ】①権利擁護の推進

1. 現状と課題

平成12年に社会福祉法の改正により「措置制度」から「契約方式による制度」に転換されたことにより、福祉サービスを必要とする人々がサービスを受ける際に、判断能力が不十分な高齢者や障害のある方が悪質商法の被害者となったり、虐待被害の対象となったりすることもあり、個人の権利擁護^{※8}に関する対策が求められます。

また、地域住民や行政がそれぞれの活動を通して生活課題を発見し、適切な福祉サービスなどにつなげた後、対象者が地域の中で安心してその人らしい生活が継続できるよう支援を行う必要があります。

2. 施策の方向

市民の権利擁護の充実、福祉のまちづくりの基本であり、行政が積極的にとりくんでいく必要があります。このことから、虐待の被害者や判断能力が不十分な高齢者や障害のある方などを法的に保護・支援する「成年後見制度^{※9}」の利用支援を行い、あわせて困りごとを総合的に受け止める体制として権利擁護センターの設置を行います。さらに、地域における権利擁護の担い手として期待される市民後見人^{※10}を育成し、後見活動をバックアップする体制の構築をめざします。

地域住民からの連絡や地域活動により明らかになった課題について、行政と関係機関とが協働しながら必要な支援を行うとともに、課題が深刻化することを未然に防止するために、各種活動を行っていきます。

3. 実施事業

◆ DV相談ダイヤル（男女共同参画課）

DVに関する悩みや問題について、専門の相談員が相談に応じます。また、必要に応じて問題解決に向けた情報・制度・相談機関の紹介、手続きに関する各証明書の発行などの被害者支援を行い、DVを許さない、安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。



◆ 権利擁護センターの設置運営事業（福祉政策課）

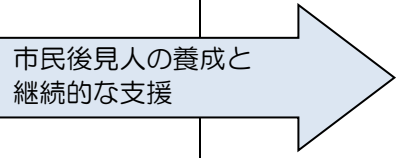
現在、権利擁護に関する一次相談窓口として、行政窓口、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市社協がありますが、複数の課題が増加していることから、それぞれの窓口の連携を強化する必要があります。また、課題が複雑化する中で、法律など専門的な相談機関との連携も必要になってきます。

相談窓口の一元化や専門機関との連携強化を含め、市民が相談しやすい窓口の設置が求められていること、そして、市民後見活動のバックアップ組織の設置も必要であることから、それら機能を兼ね備えた権利擁護センターの設置が急がれます。センター機能の検討のあと、設置・運営を行います。

◆ 市民後見人の育成事業（地域福祉課）

判断能力が不十分な人が安心してその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の利用の促進に努めてきました。あわせて、専門職後見人以外の市民後見人が活躍できるまちづくりをめざして、市民後見人養成講座を実施し、受講修了者に対する継続的な研修を実施してきました。

今後は、権利擁護センターを設置し、市のバックアップ体制のもと安心して市民後見人としての活動ができるようにサポートしていきます。

年度	29	30	31	32	33以降
市民後見人の育成事業	権利擁護センター設置に向けて協議	権利擁護センターの設置	市のバックアップ体制の下、市民後見人活動を開始	市民後見人の養成と継続的な支援 	

◆ 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）

判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者であって親族がいない若しくは音信不通である人の保護のため、成年後見制度などの周知及び利用の促進を図っていきます。

◆ 障害者虐待防止対策支援事業（障がい福祉課）

奈良市障害者虐待防止センターを設置・運営するとともに、障害者に対する虐待の防止などを行うため、広く市民に啓発するとともに、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行っていきます。

◆ 成年後見制度利用支援事業（長寿福祉課）

認知症高齢者、後見制度が必要となる対象者はさらに増加していくことが見込まれるため、地域包括支援センターとの連携を強化し、後見制度について継続的な周知を行います。また、事業の充実を図るため、社会福祉士の雇用を1名から2名へ増やします。

◆ 高齢者虐待防止事業（長寿福祉課）

奈良市高齢者虐待防止対策協議会を設置・運営するとともに、高齢者虐待の防止及び啓発、虐待事象への早期対応、養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関との連携を図ります。

◆ 被虐待児童対策地域協議会（子育て相談課）

児童虐待の予防や早期発見・早期対応、再発防止を行うため、支援者を対象とした研修などを実施し、支援者のスキル向上を図るとともに、児童虐待防止街頭啓発キャンペーンなどの啓発活動を実施します。

※8 権利擁護 …誰もが地域で主体的に生活していくために、生命と財産を守るとともに、自立を支援し自己実現と社会参加を促す活動

※9 成年後見制度…認知症、精神障害、知的障害など判断能力が不十分な人々を支援する制度。判断能力が低下すると、介護施設を利用するための契約や財産管理などを自分で行う事が困難になるため、家庭裁判所で選ばれた援助者（後見人・補佐人・補助人）が本人に代わって、契約などの法律行為や財産管理など必要な支援を行う

※10 市民後見人…親族以外の市民による援助者（後見人・補佐人・補助人）のこと。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などを本人に代わり行う。
市民後見人は、市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動ができる人材として期待されている

【基本目標】 2「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～
 【活動の方向】 (2) 課題を深刻化させない仕組みづくり
 【重点的などりくみ】 ②見守り活動の推進

1. 現状と課題

身近な生活圏域では、自治会などによるサロン活動や地区社協による見守り活動が行われており、また、民生委員・児童委員協議会やボランティア団体などにおいても地域での福祉活動が行われています。

地域住民が安心して生活ができるよう見守りなどの活動を行っている団体からは、行政や関係機関に相談できる体制づくりを求める声や、個人情報取扱いについての問題を解決するための仕組みを求める声が聞かれました。

2. 施策の方向

見守り活動は、課題発見とサービスにつなぐ仕組みであると同時に、要支援者の孤立しがちな状況を解消し、地域福祉の関係団体と関係をつくり、地域社会とつなぐ仕組みにもなる地域福祉の推進に効果的な活動です。

そこで、地域における見守り活動が円滑かつ活発に行われるために、見守り活動の仕組みづくり及び制度の整備が重要です。

地域活動を行う地区社協、民生委員・児童委員及びボランティア団体などに対しては、活動の支援を行っていくほか、住民が安心して生活できるための各種活動を行っていきます。

3. 実施事業

◆ 地域防犯活動の推進事業（危機管理課）

市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、自治会及び自主防災防犯組織などと協働で、防犯講演会及び防犯教室を実施し、しみんだよりへの防犯記事の掲載を行います。

また、青色防犯パトロールにより市内一円の見回りを実施することにより、すべての市民が安全で安心して快適に生活できるまちづくりを推進することをめざします。

年度	29	30	31	32	33以降
青色防犯パトロール実施回数	270回	290回	310回	336回	継続
防犯教室開催回数	11回	14回	17回	20回	

◆ 避難行動要支援者名簿作成事業（危機管理課・地域福祉課）

災害対策基本法の改正を受けて、平成27年度より避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。災害時の円滑かつ迅速な避難にあたって、特に支援が必要とされる方への支援活動を避難支援等関係者（民生委員・児童委員など）の協力を得ながら行います。支援活動をより充実させるために、自主防災防犯組織の名簿受け取り率100%をめざします。

また、名簿掲載同意者に対して民生委員・児童委員の協力のもと救急医療情報キットを配付します。

年度	29	30	31	32	33以降
自主防犯組織の名簿受け取り率	94%	96%	98%	100%	継続

◆ 奈良市 安心・安全“なら”見守りネットワーク事業（福祉政策課）

認知症高齢者をはじめ、支援が必要な高齢者が、地域で安心して生活できることを目的とし、平成27年度から「奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク」事業を実施しています。

この事業は、認知症などにより行方不明になる可能性のある方に「奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク」に事前登録していただくことにより、万が一、行方不明になった場合には、登録内容をもとに警察や民生児童委員、市社協などの関係機関と連携し、早期発見につなげるものです。

事業の一環として、ネットワークに登録された方に、QRコードシールの無料配付とGPS端末を使用される際の初期費用の助成を行っています。

◆ 奈良市地域みまもりサポート制度の推進（地域福祉課）

「見守り活動」は、地域の困りごとなどの早期発見・早期対応を図るだけでなく、困りごとを発信できなかった孤立しがちな方が地域とつながるきっかけにもなります。また、地域にある心配なことや困りごとを地域住民が気づきあい、支えあう活動のきっかけになる重要なとりくみです。

そのため、地域の見守り活動を具体的に後押しする協働施策として、地域みまもりサポート制度を構築し、地域の共助のチカラが発展できる仕組みとして、地域の見守りを進める人材の養成と、地域の実情に合わせた見守り活動が展開しやすくなるためのマニュアルや指針を提示します。

それらの支援を通じて、行政や専門職の支援と、地域住民の共助のチカラが連携でき役割分担をしながら地域住民の支えあう活動を後押しすることをめざします。

◆ 精神障害者に対する個別相談、訪問活動（障がい福祉課）

精神障害者が地域で生活していくためには、障害福祉サービスによる支援をはじめ、衣食住に関わる生活支援ニーズの対応や相談支援強化、地域住民の参加による見守り・支えあいなどのきめ細かな活動などの幅広い地域での受け皿づくりが必要不可欠であるため、広くケアマネージメントができる相談体制を構築していく必要があり、相談支援のマンパワー不足の解消を図っていきます。

◆ 子育てナビゲーターの配置による子育て制度利用者支援事業（子ども育成課）

要保護・要支援の予備軍である心配な子育て家庭については、保護者が課題と認識していないことや、課題が表面化していないため支援につなげにくいのが現状です。また、支援の必要な子育て家庭は、虐待、DV、ひとり親・経済状況など複数の課題が重なりあっていることが多く、各専門機関が必要に応じ支援していますが、子育て家庭全体を捉えてのマネージメントはできていません。

そこで、生活全体を捉えて早い段階から包括的に支援することで課題の発生を予防し、地域でその家庭なりの自立した生活ができるよう、地域での支えあいができるネットワークづくりが必要です。

また、近年は家庭を支える多種多様な子育て支援サービスが用意されつつありますが、それらの利用条件や利用方法が、必ずしも周知されてはいません。

そのため、子育て中や妊娠している人が、各家庭のニーズに基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、市役所内に子育てナビゲーターを配置し、相談に対応するとともに関係機関との連絡調整などを実施します。

- ① 市役所に子育てナビゲーターを配置し、窓口及び電話での相談に対応します。また、市内の子育て支援拠点を巡回し必要に応じてケースマネージメントを行います。
- ② 待機児童の解消を図るための支援事業や、保健師などによる母子保健や育児に関する支援事業と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施します。
- ③ 地域の子育て支援関係機関（子育て支援拠点、子育てスポット、民生児童委員など）とネットワーク会議を実施し、普段から顔の見える関係づくりを行います。
- ④ 各地域子育て支援拠点事業者への助言を行うとともに、支援の向上を図るための事例検討会や研修会、交流会を実施します。

◆ 養育支援訪問事業（子育て相談課）

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）の後も、継続して養育に相談・助言が必要な家庭には保健師などの支援員が家庭訪問を行います。

◆ 新生児、妊産婦訪問事業（健康増進課）

新生児の発育、栄養、環境、疾病予防並びに妊産婦の妊娠中及び出産に支障を及ぼす恐れがある疾病、産褥期の健康管理、家庭環境について適切な指導を行うため、助産師及び保健師などにより訪問指導を行います。

◆ 乳幼児教室（健康増進課）

5か月児の離乳食教室及び1歳0か月児のむし歯予防教室を実施しています。また、保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点などで乳幼児と保護者を対象にむし歯予防の講話と歯みがき指導を実施しています。育児に関する正しい知識の普及と育児不安の軽減、孤立化予防をめざします。

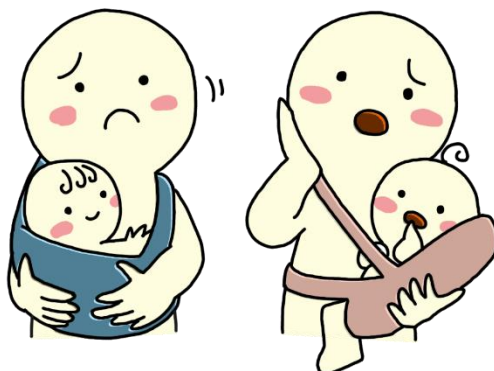
◆ 乳幼児健康診査（健康増進課）

生後4か月・10か月・1歳7か月・3歳6か月児に対して、身体発育・発達・栄養状態などを診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育並びに育児指導を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図るとともに、育児不安の軽減、虐待の予防を図ることを目的に乳児期は指定の医療機関にて個別健診を、幼児期は中央保健センターで集団健診を実施します。

年度	29	30	31	32	33以降
4 か月児健康診査 受診率の目標値	97.7%	97.8%	97.9%	98.0%	継続

◆ 未熟児、低体重児支援事業（健康増進課）

未熟児、低体重児は保護者の育児などの不安が強く、主に養育上色々な問題を有し、援助を必要とすることが多いことから、保健師等による家庭訪問などを実施し、保健指導を行い、乳幼児の発達を支援します。



◆ 安全対策事業（いじめ防止生徒指導課）

水難・痴漢危険防止用旗（赤旗）・子ども安全の家の旗は、小学校を通じて地域へ配布し、危険な場所への立ち入り防止や不審者が地域に入りにくい状況を地域ぐるみでつくることを目的としています。

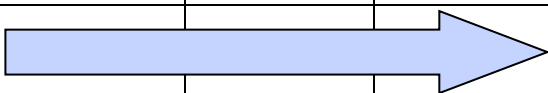
また、新入生や市外からの転入生に防犯ホイッスル（小学校1年生）・防犯ブザー（小学校2年生～6年生）を配付することにより、子ども自身の安全意識を高め、不審者が、子どもに近づきにくい抑制効果を発揮しています。

子ども達を見守る活動は、21中学校区少年指導協議会に委託し、各協議会での巡回活動や登下校の見守り活動を通して、子ども達の交通安全を守り、地域の人が垣根となり、不審者から子ども達を守る活動として実施します。

毎月17日を「子ども安全の日」と定め、教育委員会では、青色防犯パトロールを今後も継続的に実施し、子ども達の安全・安心を確保するとともに、地域の防犯意識を高めます。

「子どもサポートネット」により、不審者情報や安全についての情報をいち早く地域に発信し、安全対策を講じることができるように、今後も継続して配信します。

引き続き、水難・痴漢危険防止用旗（赤旗）・子ども安全の家の旗及び、新入生や市外からの転入生への防犯ホイッスル（小学校1年生）・防犯ブザー（小学校2年生～6年生）を配付し、21中学校区少年指導協議会による巡回活動や登下校の見守り活動、教育委員会による青色防犯パトロールや「子ども安全の日の集い」の実施、「子どもサポートネット」の配信を継続して行います。

年度	29	30	31	32	33以降
少年指導協議会の巡回指導活動回数	1,160回	1,175回	1,190回	1,200回	継続
「子ども安全の日の集い」参加人数	300人				

◆ 女性防災クラブ員による防火啓発事業（消防局 予防課）

住宅火災における死傷者の大半が高齢者であることから、地域で活動する女性防災クラブ員が高齢者宅、特に、有事の際に家族の助けを期待できないひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、火災予防を呼びかけることにより、住宅火災の防止、被害の軽減を図ることを目的としています。

奈良市女性防災クラブでは、平成27年度には13クラブで2,315軒を訪問、平成28年度には15クラブで2,410軒を訪問しました。

今後も、女性防災クラブの実施するひとり暮らし高齢者宅防火訪問事業を協働して実施していきます。防火訪問を実施する女性防災クラブ員一人当たりの訪問件数を増加させることにより、ひとり暮らし高齢者宅からの住宅火災の発生防止をめざします。

※啓発用チラシ・啓発物品の支給などで活動を支援、活動に伴う問題事項を検討・改善し継続

【基本目標】 3 「こと」づくり・「場」づくり～暮らしを支えあう活動・サービスづくり～
 【活動の方向】 （1）地域生活を実現するための資源やサービス・活動の展開
 【重点的なとりくみ】 ①居場所づくり・活動拠点づくりの支援

1. 現状と課題

ヒアリング調査の結果によると、同じ悩みを抱える人同士が話し合える場所や、日中自宅で過ごす障害のある方が社会とつながる場所や居場所が求められています。

さまざまな小地域福祉活動を活発に行っていくためには、活動の拠点となる場所が必要とされています。近隣の公共施設の利用や民間の休暇施設などは、自宅以外に人々が身近な場所で気軽に集える場所として期待されています。

2. 施策の方向

子育て中の保護者、就労などの理由により放課後一人で過ごす子ども、高齢者を対象とした居場所づくりを引き続き推進します。

また、小地域福祉活動の居場所や活動の拠点づくりの支援をすると共に、行政施設の使用などについても可能性の検討や支援を行っていきます。

3. 実施事業

◆ 人権文化センター事業（人権政策課）

各人権文化センターが、それぞれの地域の特性を活かし、高齢者や障害のある方の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりなどを目的とした講座、子どもの育成、親と子または、地域住民との交流をめざした講座、ボランティア育成を視野に入れた講座、生涯学習講座などを開催し、地域におけるさまざまな生活上の課題の解決を図り、地域住民の自主的な活動を促進します。

また、地域ネットワークの構築と強化を図り、参加者の増加が見込めるよう、人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを推進します。

◆ 老人福祉センターの充実（長寿福祉課）

地域の高齢者に対し、各種相談、健康の増進、介護予防の推進、生きがいづくりなど、社会参加を推進します。

また、世代間交流、高齢者の社会参加活動の支援にも力を入れ、利用者数の増を図ります。

◆ ファミリー・サポート・センター事業（子ども育成課）

核家族化や地域社会の活力低下に伴い、子育て親子の孤立化や、子育てに悩む保護者が急増しているため、地域での子育ての仲間づくりや地域コミュニティの活性化を目的とし、育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が、依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、

地域の中で子育ての相互援助活動を行っています。

また、講習会やスキルアップ講座により会員の資質向上を図り、子育て親子にとって安全・安心な相互援助活動を実施しています。

会員数は増加傾向にありますが、依頼会員より援助会員が少ないため、積極的な広報活動による援助会員の増員をめざします。

◆ 子育てスポットすくすく広場事業（子ども育成課）

核家族化と都市化が進行する中で、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域に存在しないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっているため、福祉センターの一室において、子育て親子がいつでも気軽に集える場の提供を行っています。

高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を実施することで親の育児不安や負担を軽減し、子育て親子の孤立化を防ぎます。

また、地域の子育て支援のネットワークを強化するため、地域子育て支援拠点や地域の子育て支援団体などとの交流会を実施しています。

今後も、高齢者との異世代間交流の充実を図っていくとともに、地域子育て支援拠点、地域の子育て支援団体及び子育て親子などの交流会を実施します。

◆ 子育てスポット事業（子ども育成課）

子育てスポットは、子育て親子を主役とした人と人をつなぐ拠点、また、子どもを中心とした地域づくりの核として、地域に開かれた支援の輪を生み出すことを目的とした事業です。

地域にある身近な公共施設などを利用し、地域の団体に委託して、月に1・2回、3時間程度、子育て親子が集まり、共に語り合い、交流を図り、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝える場の提供を行っています。

また、「子育てスポット交流会」を実施し、実施団体の連携や情報交換などを密にすることで、事業の充実を図っています。

今後も各地域において継続して事業を実施するとともに、子育てスポットなどの地域の子育て支援団体や地域子育て支援拠点を対象とした「子育て支援交流会」を開催し、関係機関及び子育て支援者などの交流・連携の強化を図ります。

◆ 地域子育て支援拠点事業（子ども育成課）

核家族化と都市化の進行により、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域に存在しないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっている中、地域子育て支援拠点において、地域の子育て親子の交流促進及び育児相談などを実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支えとりくみを行っています。

加えて、地域の実情に応じ、地域に根ざした運営を行い、関係機関及び子育て支援活動を実施する団体などと連携を図っています。

今後も、子育て親子が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用することができるように、子育て親子にとって身近な場所である地域子育て支援拠点での確な情報提供及び助言を行い、各拠点、地域住民及び行政などの関係機関が一体となって子どもの健やかな育ちを支援していきます。

年度	29	30	31	32	33以降
地域子育て支援拠点の利用者数	164,000人	177,000人	190,000人	190,000人	継続

※各年度の数値目標は、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場、子育てスポットすくすく広場、児童館の子育て広場）、子育てスポット及び認定こども園の子育て支援（広場）の利用者数です。

◆ 発達支援教室（健康増進課）

1歳7か月児健診後の精神発達に関する事後指導の場として実施しています。親子遊びや設定遊び、保護者同士のグループワークを通して、子どもの発達段階に合わせた適切な関わり方を知り、保護者同士が悩みを共有することでゆとりのある育児につながることを目的に実施しています。家庭での具体的な関わり方を提示していきます。

◆ 公民館事業（生涯学習課）

公民館では、地域コミュニティの活性化につながるような市民の学びの提供や地域資源を生かせるよう、公民館主催事業の開催や貸館事業により、場所と機会の提供を行っています。また、生涯学習活動を通じて市民がもつ豊富な知識や経験を生かすことで、地域づくり・まちづくりにつなげる仕組みづくりをめざし、公民館自主グループの組織化を促進しています。

また、市民の多様化する学習ニーズに対応できるよう、幅広いさまざまな内容での講座開催や人材の確保に努め、新規並びに継続的な公民館事業への参加と公民館利用の促進を図ります。

◆ 放課後児童健全育成事業（地域教育課）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後などに放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）において適切な遊び及び生活の場を与えて、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などを図り、その健全な育成をめざします。

◆ 放課後子ども教室推進事業（地域教育課）

放課後など（土曜日、日曜日、長期休業期間なども含む）に小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などのとりくみを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

◆ 奈良市適応指導教室「HOP」事業（教育相談課）

不登校児童生徒の進路保障と将来の社会的自立につなげるため、心理的支援・学習支援・集団活動などを行っています。奈良市適応指導教室が教育センター内に移転して5年が経過したことにより、これまでの運営方法を見直して内容の充実を図っています。学校に行きにくい児童生徒が安心して活動できる居場所（Hagukumi Own Placeの頭文字を取り「HOP」と名称変更）となるように、支援のとりくみを推進します。

また、学校や学校外の教育機関などの支援場所のどこにもつながっていない不登校児童生徒が減少するよう、教育センターにおける不登校児童生徒の支援率（市立小中学校の不登校児童生徒のうち教育センターの支援を受けている児童生徒の割合）の向上をめざします。

年度	29	30	31	32	33以降
不登校児童生徒の支援率	27.0%	27.5%	28.0%	28.5%	継続

センターにおける不登校児童生徒の支援率の向上



奈良市地域福祉推進会議より

地域福祉型の社会福祉施策体系への展望 もとめられている総合的包括的な生活支援体制の整備

奈良市地域福祉推進会議

地域福祉が社会福祉法に位置づけられてから 17 年、本市においては、平成 18（2006）年に第 1 次地域福祉計画を策定し、社会福祉施策の今日的なあり方の整備をめざしてきました。地域福祉の実現には、市民・住民の理解と主体的な参加・協力、市民と市の施策との協働が志向されねばなりません。本市の社会福祉の施策体系にあっても、生活困難者や障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉分野などへの経費の支出が増大しています。超高齢社会に突入し、財政支出や市民生活支援のあり方についての新たな展望の共有と体制づくりが急務です。

地域福祉の展開にもとめられる基本的な理解は、暮らしの課題を総合的包括的にとらえ、行政をはじめ、地域の住民組織や各種事業者、福祉関係者などが横断的な連携・協働体制でもって取り組んでいくところにあります。今期の計画では、「重点的なとりくみと実施事業」（第 4 章）として、1. 「ひと」づくり、2. 「ネットワーク」づくり、3. 「こと」づくり・「場」づくりを提案しています。ここでは、これらの重点事業がさらにめざすべき条件整備の展望、わけでも奈良市行政が急ぎ取り組んでいくべきいくつかの施策の方向性について記します。

1. 「ひと」づくり ～地域生活をささえるひとづくり～

今日の生活困難の特徴として、市民の誰もが社会的孤立や社会的排除に遭遇する可能性をあげることができます。社会構造が変化するなかで、生活そのものと生活意識の「個人化」がすすんだ結果、身近な人びとと見守り支えあう関係が希薄になっています。行政施策としての社会福祉サービス・施設の実施だけでは対応しきれない、いわば制度の「隙間・狭間」にある生活課題が拡大しています。厳しい表現になりますが、第 3 章において、「**他人事（ひとごと）ゼロ**」「**虐待ゼロ**」「**孤立ゼロ**」と記したのは、日ごろ、生活現場にかかわって、社会的サービスの隙間を実感している専門職の切実な願いを反映しています。

まず、暮らしに身近なところでの見守り支えあう関係づくり、本来、人びとがもっていた「お互いさま」の生活文化・「暮らしの共同性」を再構築していくための自治的な市民活動の充実が何よりも重要です。その基盤整備において、地域福祉への理解を促進していくための広報事業・啓発事業の充実がもとめられます。市としての条件整備の課題として、①**市民活動の拠点・ボランティアセンター等の拡充**、②**市民活動・ボランティア活動に寄りそって働く専門職の増員**が不可欠です。介護保険法の改正においても、「介護予防は地域づくりから」の観点から、住民活動をサポートしていく「生活支援コーディネーター」が位置づけられています。



2. 「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～

しかし、生活課題のすべてを身近な関係のなかだけで解決できない現実があります。暮らしの困りごとを受けとめ、深刻化させないための専門的な対応とその連携づくり、すなわち、地域レベルでの相談支援体制の充実、権利擁護事業の推進がこれにあたります。

①困りごとを受けとめる「**見守り・サポートシステム**」のためのセンター機能をもった窓口の整備については、生活課題の現実から地域包括支援センターが、介護保険制度の枠をこえて機能することが期待されています。

②地域包括ケアシステムの充実について、医療・保健・福祉の連携の充実がもてられていますが、その実現の基盤には地域福祉の推進が不可欠です。専門職連携と地域連携との調整、とくに、地域支援事業のまとめ役、障害者地域自立支援協議会や地域子育て支援事業との連携など、総合的横断的にとりくむ必要性から、**基幹型地域包括支援センター**が設置されることを期待しています。

③介護保険法の実施における契約方式の導入で、措置制度にかわる公的責任を担

保する施策として、民法改正による成年後見制度、社会福祉法の日常生活自立支援事業が実施されることになりました。近年では、家族機能が薄れていく状況のなかで、判断力が低下している人びとの権利擁護がきわめて重要な課題になっています。社会的孤立や引きこもらざるを得ない人びとへの対応など、社会的な課題として受けとめていくべき課題もふえています。専門職のとりくみも窓口対応だけでなく、地域に出むいて活動するアウト・リーチが大事になってきています。そうした人びとへの地域の見守り・支えあい活動、日常生活自立支援事業（権利擁護事業）、成年後見制度の活用を一貫して受けとめ、判断し対応していく役割をもった権利擁護センターの設置が急がれます。

3. 「こと」づくり・「場」づくり ～くらしを支えあう活動・サービスづくり～

市民活動・ボランティア活動のための条件整備が、結果として、社会的経費の軽減につながる事がわかってきました。たとえば、地域のみなさんによって支えられているサロン活動が発展したことで、居場所・生きがいづくりに役立っていることは明らかです。高齢者サロンが充実していくなかで、子育てや障害者の居場所づくりもふえてきました。今日の孤立しがちな生活状況の改善目標は「社会参加」です。多様な「居場所」、家庭・職場以外の交流と対話の場をつくっていくことが大事な時代になっています。

①行政にもとめられるのは、まず、そうした活動の場の提供です。**空き家対策との連動や住民活動の場の提供**を含んだ施設整備などです。

②第4章の基本目標3「こと」づくり・「場」づくりでは、子ども育成支援に多くをあてています。先行した高齢者分野での経験に学びながら、新たなサービスづくりを展望しています。

③障害者の就労に向けた支援事業について、平成29年度から産業振興課がとりくむことになりました。従来の障害福祉施策の枠をこえた**庁内連携**として注目されます。「こと」づくり・「場」づくりにおいて、従来のタテ割りをこえていくための横断的な視点が育っていくものと期待されます。

資 料 編

パブリックコメントの実施結果

奈良市では、平成 29 年 6 月 30 日から平成 29 年 7 月 24 日までの間、第 3 次奈良市地域福祉計画（案）に対する意見募集を行いました。

寄せられた意見の概要と、寄せられた意見についての本市の考え方は次の通りです。

1、意見の提出状況

- (1) 意見の提出件数 9 件
(2) 意見の提出方法 メール 1 件、 ファックス 8 件

2、意見の概要及び市の考え方

意見の概要	市の考え方
【ひとり親世帯について】 ■様々な状況にある子どもたちが、「決してひとりぼっちじゃない」と感じてくれる日が来てくれれば嬉しい。これは根気のいる作業だが、世の中の人々が「自分は、ひとりではない」と感じてくれる社会になって欲しいと願っている。	■子育て家庭のおかれている状況は、それぞれ異なっているため、すべての家庭で子どもが健やかに育つよう、様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実が大切です。子どもにやさしいまちづくりプランなどの個別計画での「地域福祉」の理念を共有し、第 3 次地域福祉計画では、『支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり』の基本理念と、住民の誰もが孤立することがないという市民生活の将来像を念頭に置き、みんなが我が事として参画し、日々の生活に安心と生きがいを感じ、世代や分野を超えて丸ごとつながる社会を実現していくよう努めます。（→P26 参照）
【障害関係について】 ■「障害特性」とはどういうことか。 （→P20 参照）	■障害特性とは、各個人が持っている障害の特徴のことです。心身障害があることで、生きづらさ、暮らしにくさに直面している人びとがおられます。生きづらさの解消に向け、周りの人たちがその障害の特性を理解し配慮していく環境づくりが大事です。 住民だれもが、互いを認め合い、ともに支えあいながら自分らしく暮らし続けられる地域をめざしていきます。（→P26 参照）

■障害者相談支援について分かりやすく教えてほしい。 ■障害に関する相談場所がたくさんあればありがたい。 ■精神障害について教育でも取り入れてほしい。また地域の人に知ってもらいたい。 ■精神障害について偏見を持たずに理解してもらうために、保健の教科書でも教えたらよいと思う。 ■精神障害者に対する個別相談、訪問活動に関して、相談支援の強化方法とマンパワー不足の解消方法を具体的に示してほしい。（→P51 参照） ■財政上の制約があるとは思いますが、現状の制度を維持してもらいたい。	■現在、障害者や家族が相談できる場所としては、市の相談窓口、委託相談支援事業所、民生委員・児童委員や地域の相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）などがあり、それぞれの機関が連携しながら相談支援を行っています。 また、相談支援の更なる充実に向け、地域自立支援協議会などと引き続き協議を行ってまいります。（→P43 参照） ■共生する地域社会の実現に向けて、しみんだよりや市庁舎内のパネル展示などでの障害に関する啓発のほか、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことを基本に、児童、生徒、教職員、保護者などを対象として障害に対する理解が深まるよう努めているところです。 ■精神障害者が地域で生活していくためには、障害特性に応じた相談ニーズに適切に対応できるよう専門職の確保及び質の向上が重要であり、継続的な専門職の採用や職員のスキルアップに努めながら相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にすることにより対応していきます。 また、公助で担うべき役割を制度として確立したうえで、行政と地域社会との協働によるサービスの提供や地域住民同士の支えあいなどの基盤整備に取り組んでまいります。
---	---

【権利擁護について】 ■子どもが障害を持っているため、私がいなくなった後のことが心配である。権利擁護センターのような制度があれば、ぜひ利用したいので、一日も早くセンターを設置していただきたい。また、市民を対象に研修会などを開催し、制度について詳しく教えて欲しい。 ■市民後見人の考え方は素晴らしいと思う。	■奈良市においても、認知症の方やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるなか、意思決定が困難な人への支援を進めるために成年後見制度の利用促進を図っていきます。また、成年後見制度の説明については、今後市民の皆さまへの研修会を開催するなど、説明させていただく場を設けていきます。 さらに、地域における権利擁護の担い手として期待される市民後見人を育成し、後見活動をバックアップする体制を整えるため、出来るだけ早い時期に権利擁護センターを設置できるようめざしていきます。（→P47 参照）
【個人情報の保護について】 ■災害により地域の避難所に避難した場合、障害者の個人情報に十分な配慮をお願いしたい。	■個人に関する情報を取り扱うことについては、行政職員及び民生委員・児童委員において重要な責務であると考え、高い見識を持って取り組んでおります。また同時に、情報を取り扱う職員などについては守秘義務も課せられています。（→P50 参照）

奈良市地域福祉推進会議規則

（目的）

第 1 条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）第 3 条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第 5 条の規定により、奈良市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市地域福祉計画の進捗状況の確認に関すること。
- (3) 奈良市地域福祉計画の進捗に対する検討及び協議に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者を代表する者
- (4) 学識経験を有する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 充て職の委員にあっては、当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 推進会議の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 7 条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報酬）

第 8 条 委員の報酬の額は、日額 9,500 円とする。

（費用弁償）

第 9 条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 3 号）別表第 3 項に掲げる職員の旅費相当額とする。

（庶務）

第 10 条 推進会議の庶務は、福祉政策課において行う。

（委任）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「奈良市地域福祉推進会議」委員名簿

(敬称略)

	役 職 名	委 員 氏 名
市民団体を代表する者	奈良市自治連合会会長（前任：～平成29年5月）	梅 林 聰 介
	奈良市自治連合会会長（後任：平成29年5月～）	大 東 勲
	奈良市万年青年クラブ連合会会長	峠 宏 明
	奈良市PTA連合会会長（前任：～平成28年6月）	西 村 隆 司
	奈良市PTA連合会副会長（後任：平成28年6月～）	小 川 泰 二
	奈良商工会議所青年部会長（前任：～平成29年4月）	出 店 孝 規
	奈良商工会議所青年部会長（後任：平成29年4月～）	竹 田 孝 宏
公募した者 市民から	市民公募委員	山 出 哲 史
	市民公募委員	栄 孝
社会福祉を目的とする団体 及び事業者を代表する者	奈良市民生委員・児童委員協議会連合会副会長（前任：～平成28年12月）	藤 次 弘
	奈良市民生委員・児童委員協議会連合会副会長（後任：平成28年12月～）	原 田 満
	奈良市心身障害者・児福祉協会連合会副会長	安 井 清 悟
	奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会代表	市 井 亜 紀
	公益社団法人 認知症の人と家族の会奈良県支部副代表	木 村 秀 子
	奈良市ボランティア連絡協議会会長	田 中 仁 美
	奈良市老人福祉施設連絡協議会会長	秋 吉 美 由 紀
	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会事務局長（前任：～平成29年3月）	福 尾 和 子
	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会事務局長（後任：平成29年4月～）	高 原 俊 裕
	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会評議員	小 西 英 玄
	奈良市地区社会福祉協議会会長会会長	○ 吉 岡 正 志
学識経験を 有する者	大谷大学教授	◎ 山 下 憲 昭
	元奈良大学講師	向 野 幾 世
	奈良市医師会会長	谷 掛 駿 介
	奈良弁護士会	西 村 香 苗

◎委員長、○副委員長

奈良市地域福祉推進会議 開催経緯
～第3次奈良市地域福祉計画策定に向けて～

年度	回	開催日	議題
平成28年度	第1回	平成28年4月18日	1 委員長・副委員長の選任 2 会議録署名人の指名 3 第3次奈良市地域福祉計画位置づけ、方向性 4 策定スケジュール 5 第2次奈良市地域福祉計画の進捗状況の報告 6 安心生活創造推進事業について
	第2回	平成28年8月24日	1 事務局による各種データの説明 2 事務局によるヒアリング調査結果の説明 3 配付資料及びヒアリング調査結果の資料をもとに議論
	第3回	平成28年10月27日	1 事務局による計画の基本目標と重点的な取り組みの説明について 2 市役所庁内照会及びアンケートの報告 3 今後の予定について
	第4回	平成29年1月26日	1 事務局による庁内アンケートの報告 2 作業部会の開催と庁内体制整備について 3 第3次奈良市地域福祉計画（案）について
	第5回	平成29年3月14日	1 第2次奈良市地域福祉活動計画の検討 2 事務連絡
平成29年度	第6回	平成29年5月11日	1 第3次奈良市地域福祉計画について 2 第2次奈良市地域福祉活動計画について
	第7回	平成29年8月4日	1 第3次奈良市地域福祉計画について （パブリックコメントに対する市の考え方について） 2 その他

ヒアリング調査実施団体一覧

	I 当事者	II 支援団体	III 行政関係機関
(A) 高齢	・<u>喜楽会</u> ・<u>富雄泉ヶ丘いずみの会</u>	・<u>つるまい団地見守りネットワーク会</u> ・<u>帝塚山南ゆかり会</u> ・<u>近商（KINSHO）学園前店</u>	・<u>長寿福祉課（予防係・支援係）</u> ・<u>地域包括支援センター（全 11 か所）【平城、二名、登美ヶ丘、富雄、若草、三笠、春日・飛鳥、都南、京西・都跡、伏見、東部】</u>
(B) 障害	・<u>奈良脳外傷友の会あすか</u> ・<u>若年認知症家族会朱雀の会</u> ・<u>一般社団法人SPSラボ若年</u> ・<u>認知症サポートセンターきすなや</u> ・<u>奈良市手をつなぐ親の会</u> ・<u>奈良ともしび会</u> ・<u>高機能自閉症児者の会アスカ</u> ・<u>成人の子どもをもつ親の集い</u> ・<u>「おや♡つ」</u>	・<u>社会福祉法人青葉仁会</u> ・<u>障害児通所支援連絡協議会</u> ・<u>社会福祉法人こぶしの会</u> ・<u>NPO法人ふぁーちえ</u> ・<u>社会福祉法人わたぼうしの会</u>	・<u>障がい福祉課</u> ・<u>自立支援協議会（相談支援部会）</u> ・<u>自立支援協議会（子ども部会）</u> ・<u>なら障がい者就業・生活支援センター コンパス</u> ・<u>奈良県発達障害者支援センターでいあ〜</u> ・<u>教育相談課</u> ・<u>学校教育課（人権教育係）</u>
(A～B) 高齢 障害	・<u>公益社団法人 認知症の人と家族の会奈良県支部</u>	・<u>とみお診療所</u> ・<u>NPO法人この指とまれ21</u> ・<u>グループえん</u> ・<u>帝塚山1・2丁目見守りネットワーク会</u> ・<u>ならコープ（本部及びたすけあいの会）</u> ・<u>奈良弁護士会（高齢者障害者相談支援センター）</u>	・<u>保護第一課（ケースワーカー）</u> ・<u>保護第二課（ケースワーカー）</u>
(C) 生活 困窮 ひきこもり	・<u>奈良若者自立支援親の会</u>	・<u>フリースペースSAKIWA I</u> ・<u>奈良YMCA（ハートハース）</u> ・<u>奈良大学臨床心理クリニック</u> ・<u>帝塚山大学心のケアセンター</u> ・<u>NPO法人ほっとねっと</u> ・<u>奈良県臨床心理士会</u>	・<u>青少年・生涯学習課（奈良県）</u> ・<u>保健予防課</u> ・<u>若者サポートステーションやまと</u> ・<u>奈良若者サポートステーション</u> ・<u>くらしと仕事支援室</u>
(D) 子ども その他	・<u>富雄団地自治会</u> ・<u>富雄泉ヶ丘自治会</u>	・<u>NPO法人Msねっと（地域子育て支援センターSay a他）</u> ・<u>北登会</u> ・<u>NPO法人都南地域教育振興会</u>	・<u>奈良市消費者センター</u> ・<u>子育て相談課</u> ・<u>奈良市こども発達支援センター</u> ・<u>健康増進課（保健師）</u>
(A～D) すべて		・<u>地区社会福祉協議会（計13か所）【二名、学園三碓、奈良 帝塚山、学園南、富雄、平城西、大宮、大安寺西、大安寺、六条、大柳生、右京、左京】</u> ・<u>民生児童委員協議会連合会（西部ブロック、役員会）</u> ・<u>地区民生委員児童委員協議会（計4か所）【二名、平城西、登美ヶ丘、東登美ヶ丘】</u>	

※_____の団体については、安心生活創造推進事業における「抜け漏れのない実態把握事業」（平成26年度）の一環としてヒアリングを実施。

ヒアリング調査で伺った内容

支援を必要とする対象者

- ・ 認知症高齢者（初期の認知症・徘徊など）
- ・ ひとり暮らし高齢者（閉じこもり・近隣関係などを拒絶している）
- ・ 高齢者のみの世帯（老老介護・双方とも要介護状態など）
- ・ 若年認知症や高次脳機能障害、難病患者、うつ症状のある人
- ・ 精神障害や発達障害、知的障害などがあり、生活に悩みを抱えた人とその家族
- ・ 病識のない人、障害受容ができていない人
- ・ ニートや閉じこもり、ひきこもりの人とその家族、ひきこもりになるおそれのある人
- ・ ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）の保護者や子ども
- ・ いじめや虐待を受けている人
- ・ 高齢の親と同居のシングルの子どもの世帯
- ・ セルフネグレクト状態にある人
- ・ 判断能力もあり、何らかの障害も無いが金銭管理できない若い人
- ・ 各種依存症（ギャンブル、アルコール、リストカッター）に陥っている人
- ・ 末期がんで、退院後に地域生活をしている人
- ・ 重度心身障害者、痙攣発作がある人
- ・ 災害時の避難などに不安があるが名簿掲載の対象とならない人
- ・ 移動手段がなく外出が困難な人

抜け漏れているものや更に充実を求められる福祉ニーズ

- ・ 見守り（ひとり暮らし高齢者など、初期の認知症の人、引きこもりの人、近所づきあいを避けて生活する人）
- ・ 日中の居場所（みんなが気軽に集まれる場所・引きこもりの人が社会参加するためのきっかけをつくる場所）
- ・ 閉じこもりに対する対応や支援（社会とのつながりを保てるような支援）
- ・ 日常生活の手伝い（ゴミ出し、電球交換などの家庭内での軽作業、買い物支援、活動や居場所に参加するための移動支援、山間部での移動支援）
- ・ 受診や通院のための付添い
- ・ 日常の生活費などの金銭管理・成年後見制度の利用支援・消費者被害の防止
- ・ 介護疲れからのレスパイトケア※11
- ・ 仕事を続けていくための支援
- ・ 年齢や手帳保持などに関係なく、誰もが相談を受けることができる仕組み
- ・ 支援にかかわる人材や組織のネットワーク
- ・ 生活困窮などの負の連鎖を断ち切るための援助
- ・ 育児ノイローゼや育児が不安な母親の友達づくりや子育てアドバイスなどの支援
- ・ 急な入院が必要になった時の、入院中の身の回りの手助け
- ・ 産後の母親のための家事支援
- ・ 子どもの自立心を育む支援
- ・ 複数の問題を抱える世帯の世帯分離後の高齢者以外の方の支援
- ・ 一人暮らしや空き家の増加にともなう防犯・防災対策

※11 レスパイトケア…介護の必要な高齢者や障害のある方がいる家族へのさまざまな支援。家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れなどを防止することが目的で、多くデイサービスやショートステイなどのサービスを指す

背景や要因

- ・体調や病気による変化で近所付き合いが遠ざかる
- ・他人との接触を拒否し、他人を住居に入れたくない
- ・プライドが邪魔をして、退職後に地域との接点をうまく見いだせない
- ・誰かに助けてもらいたいと言い出せない
- ・昼間独居により、誰とも話す機会がなく認知症やうつ症状が出てくる
- ・地域行事に誘われても出ていけない
- ・趣味がなく、退職後の生活が設計できていない
- ・独居や高齢者世帯となり家事などが何もできなくなった
- ・就活、就職や転職の失敗により閉じこもりやニートとなった
- ・不登校による社会との隔絶やいじめによる引きこもりになった
- ・病気、うつ症状、認知症の症状、転倒などによるひきこもりや歩行困難になった
- ・近所付き合いが少ないため、外出や近所の人と話をすることがなくなっていった
- ・定期的な見守りによる早期発見など、社会との接点づくりがない
- ・サロンへの参加や行事などの社会参加への誘導を図ることが少ない
- ・地域交流や福祉サービスを利用する意思を持たず、自ら「社会的孤立」を選択する人もいる
- ・公的支援は縦割りや対象制限が多く、連続した支援が困難である
- ・総合相談窓口がない
- ・親が世間体を気にしたり、大ごとにしたくないという思いを持ったりすることから、子どものひきこもりをどこにも相談できず時間が経過してしまうことがある
- ・生活困窮のために社会参加の機会が少なくなると、その家庭で育つ子どもたちにも社会とのかかわりの希薄さが連鎖することが多い
- ・子どもと同居していても、子ども自身も何らかの生きづらさを抱えているために、親の状況に関心がもてないと思われることもある
- ・制度対応ができるケースでもキーパーソンがおらず利用申請や相談が入らないことがある
- ・どこに相談したらよいのかわからないため見過ごされている
- ・普通の子育てに関するイメージがない、生まれてくる子に愛着を育む過程が乏しい
- ・市役所や関係機関の稼働時間と、対象者との接点をつくるタイミングがあっていない
- ・民生委員などがニーズの掘り起こしをしても、それをつなぐ先がない
- ・オートロックのマンションなどでは管理会社のみが住人と関わっており、他のかかわりが困難である
- ・引っ越しなどで、現在の住まいの土地勘がない
- ・山間部などで地域に事業所がなく、また遠方のためヘルパーなどが来てもらえない
- ・重度の心身障害があるため、移動手段がなく通いの場（施設など）に行けない
- ・良くも悪くも人間関係が強く、地域内で連携が強いため逆に排他的になっている
- ・障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行において、障害特性を踏まえたゆるやかな変化ができず、本人の理解が得られない（本人負担も発生）
- ・サービスの量や種類が増加している分、情報過多になり、逆に必要とするサービスへのアクセスが難しくなっている
- ・コミュニケーション能力の欠如があり、人間関係の構築が不得意（就労にも結びつかない）
- ・本人が置かれている状況を正しく認識されていない。また本人の理想に乖離がある

現在の対応

- ・ 近隣の人による声かけや自治会への加入などの呼びかけ
- ・ サークル活動など趣味や余暇活動、地域での行事参加への参加呼びかけ
- ・ 地域包括支援センターや必要な行政機関への連絡や連携
- ・ パソコン指導、インターネット活用による買い物支援や趣味を通じての社会参加の支援
- ・ 民生委員などへの連絡と引き継ぎの実施
- ・ 見守る・声かけ・挨拶・話し相手・顔なじみを作るなどの活動
- ・ 行きつけのスーパー・コンビニなどのお店での立ち話や声かけ、休憩スペースの活用
- ・ 本人の持っている得意なことや趣味、特技を活かした地域での共同作業への参加
- ・ 相談援助、社会的資源の紹介、カウンセリングによる心理的サポート、就労支援、学習支援、生活支援、フリースペース、フリースクールなどの居場所提供など
- ・ 保健師による定期的な訪問
- ・ 近所の人や親しい人の家の鍵を預かっている（緊急時の不安解消のため）
- ・ 婦人会や万青女性部など、古くからのつながりで助け合いがなされている
- ・ 人権文化センターは相談窓口としての役割も大きい
- ・ 依存症の人を支える制度はないため地域包括支援センターなどが根気よく関わりながら当事者会へつないでいる
- ・ 警察から、虐待や認知症の疑われるケースについて、地域包括支援センターへの連絡が増えた
- ・ 障害が疑われるケースであっても、支援員からは障害について切り出せないため、本人のプライドに留意しながら課題整理を一緒に行い、自らの気づき（自己理解）を促している



必要な支援や仕組み

- ・対象者の日常生活をより快適に過ごすことや安心・安全な生活を提供するため、日常生活におけるゴミ出しサービスなどの家事援助
- ・外出支援のためのバスの運行など交通機関の整備
- ・話し相手などのボランティア活動、民生委員以外の地域のサポーター
- ・総合相談窓口とさまざまなつながり先のネットワーク
- ・顔なじみの人をつくる（いざという時にSOSを発信できるためのつながりづくり）
- ・社会福祉協議会や民生委員、自治会・町内会などの地域における福祉関係団体のネットワークによる活動
- ・集える場所や拠点づくり（空き家の利活用も含む）
- ・デイサービスなどの福祉サービスの適正利用
- ・行政窓口への専門職の配置
- ・福祉サービスに関する情報提供と啓発・周知の徹底
- ・認知症の徘徊対応のためのシステム構築
- ・ピアカウンセリング※12などの当事者と同じ目線、視点での対応
- ・必要な専門分野につなぎ、相談できるような身近な「コミュニティソーシャルワーカー※13」の存在
- ・自宅以外の敷居の低い居場所と情報提供
- ・子どもの送迎などにかかる付添支援
- ・アドバイスを受けるよりもまずは自分の思いを聞いてもらえる場所
- ・段階を踏んで役割を持ちながら社会とつながることができる環境
- ・地域や学校からの声を受けて支援機関につなげる核となる組織
- ・ひきこもり支援者の人材発掘、人材育成の場
- ・発達障害・知的障害を持つ人の療育手帳の申請サポート
- ・学校からの情報をその後の支援へとつなぐシステム
- ・家族支援の場・勉強会
- ・生活困窮家庭の子どもたちへの支援
- ・民間支援団体の力を活用するための仕組みと運営資金サポート
- ・制度や分野の垣根を越えた支援体制
- ・専門職による心理的なサポート
- ・身近な場所での相談支援や外に出ていけない人のためのアウトリーチ※14型の相談支援体制
- ・支援を拒否している人と、継続的に関わり関係性を構築するための組織や体制づくり
- ・相手に合わせて傾聴でき、秘密保持も担保できる聞き手
- ・支援を必要とする人や生活困窮者などの住まいの確保（空き家の利活用も含む）
- ・企業などの就労先への障害のある方の理解の啓発
- ・困難ケースなどに関し、職員自身が相談できる場づくり
- ・重度心身障害者が、家族のサポートがなくても安価で移動支援を受けられる仕組み
- ・緊急時の不安を取り除くための「鍵預かり」の支援
- ・インフォーマルサービスの情報や内容を調整する支援者の存在
- ・事業所利用時間外においてトラブルを起こす軽度の知的障害のある方への対応
- ・成年後見制度の利用支援のシステム化と分野横断的な支援体制の確立
- ・生活支援サービス（有償も可）などの受け皿づくりと、そこへとつなぐ仕組みづくり
- ・市民後見人をはじめ、意思決定支援に携わる人の確保
- ・防災・防犯のための空き家対策の検討
- ・地域での活動に安心して安全に参加することできる移動を支援する仕組み
- ・民間の社会福祉法人などが地域貢献の一環として関わる仕組み

※12 ピアカウンセリング… 同じ職業や障害を持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリング

※13 コミュニティソーシャルワーカー …地域福祉のための専門職の一つ。略称 CSW。地域福祉コーディネーターともいう。地域において要援護者などに対し、見守りや相談に応じる個別支援、人間関係や生活環境面に関する地域支援を果たすと同時に、住民の地域自立生活を支援するための公的制度のあり方を提案する

※14 アウトリーチ……………本来、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、福祉分野ではインボランタリークライアント（相談に行かない、行けない自分が困っていると気づいていない方）に対して、援助者が手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと

第3次奈良市地域福祉計画 平成29年度～平成32年度
発行／奈良市 福祉部 福祉政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL 0742-34-5196

FAX 0742-34-5014

Eメール fukushiseisaku@city.nara.lg.jp